

独立行政法人平和祈念事業特別基金
平成 19 年度 業務実績評価書

- 全体の評価表
- 項目別評価総括表
- 項目別評価調書

全体的評価表

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の平成19年度実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括

1 業務の効率化(人事に係るマネジメント等)

1 業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成19事業年度の経費総額は、平成14事業年度経費総額に対して約40.0%削減したものとなっている。これは中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を大幅に達成している。削減の主な要因は、新宿住友ビルからの事務室の移転による削減努力などのほか、書状等贈呈事業の申請受付の終了に伴う経費削減であり、今後とも経費削減について引き続き努力が必要である。

また、人件費については、平成17事業年度に対し今期最終事業年度である19事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勧分除く)となっているが、恩給行政等の経験を積んだ国の職員の出向を中心とする18人と少ない職員構成にあって、欠員や職員の個別事情に応じた各種手当額等の増減等の一時的な事情により人件費が大きく変動する状況にあり、仮に17年度に欠員が生じていなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となって、19年度の対17年度比では2.7%減(人事院勧告分を除く)となっている。また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は115.8となっているが、これは主として法人の事務所が東京都港区のみに所在することによるものと考えられ、地域等も勘案した指数は99.5と、初めて100を割り込んでいる。

なお、人件費については、引き続き適正な給与水準かどうか検証し、今後、平成18事業年度から5年間で5%以上削減するという計画目標を達成するとともに、給与水準をより適正化するため、国からの出向者の法人独自採用者への転換を進めるなど、なお一層努力すべきである。

2 法人の事業のうち、事業内容の企画立案、贈呈者認定のための審査、展示資料館の運営など中核的な業務については法人自らが実施してコア・コンピタンスの蓄積を図るとともに、事業の周知・広報、慰労品の製造・発送、資料館以外の場所での展示や平和祈念フォーラム、ビデオコンクールの実施、海外での資料調査など、民間の専門的な知識・経験を活用することができる業務については積極的に外部委託し、両者が相まって事業の効率的・効果的推進を図ることができた。

3 業務内容に対応した人員配置については、これまでの組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果により、今期、特別記念事業の開始に当たり書状等贈呈事業担当の事務の繁忙に対応するための人員配置などを行っている。これらの人員配置は、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適格に業務を行っており評価できる。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(事業の実施等)

1 資料の収集、保管、展示

(1) 収集

関係資料の収集については、戦後60年余りを経過し関係者も高齢化しているため、所在情報の把握に困難が増している中で、平和祈念展示資料館(以下「資料館」という)はもとより、特別企画展・地方展示会等あらゆる機会を捉えて収集への協力を訴えたことにより、目標を大幅に上回る760件の実物資料の寄贈があり、十分な成果を上げている。

(2) 保管

保管場所については、寄贈資料等の増加により手狭となっていることもあり、資料ごとのカルテを作成し体系的な保管と収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上を図っていること、資料の特性等により定温・定湿倉庫に収納したり、必要に応じ燻蒸処理や脱酸性化処理を行うなど、劣化防止のための積極的な取り組みを行っていること、及び関係資料等の電子データ化を着実に進捗していることは評価できる。

(3) 展示

① リニューアルした資料館については、来館者を考慮した施設としたこと、展示ボリューム、展示機能を損なうことなく資料館を移転させ、かつ、来館者ホスピタリティーの向上を図ったことは、特に評価できる。また、「語り部」を配置し、当時の状況などを直接聴かせること等により多くの来館者に感銘をもたらす工夫と努力を行っている点も評価できる。

更に、団体見学に対し、20年度以降の来館依頼を行ったり、資料館移転後再オープンの際に案内状の送付をし利用者の拡大に努め、平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館時間の延長や臨時開館を実施するなど、利用者のニーズに合わせた弾力的運用を行っている。今期の入館者数については、年度目標である4万8千人を約26%下回る35,587人とどまったが、移転により2か月間資料館を臨時閉館せざるを得なかった事情を考慮すると、やむを得ぬ点もある。

② 特別企画展については、入場者数が4,927人と目標(3,300人)を49%も上回った点、吊り式展示パネルを展示壁面として使用するなど、小さいスペースを少しでも有効活用できるよう工夫した点が評価できる。また、平和祈念展についても入場者数11,000人以上という目標に対し、今回の祈念展においては、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいよう実体験を持つ引揚者によるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置したことにより、入場者数は12,144人と目標を(11,000人)約1割上回っており、評価できる。

なお、地方展示会のうち、法人主催の「平和祈念展」は、地方公共団体等の共催・後援やマスコミ等の協力を得ながら展示会を行ったが、入場者数5,000人以上という目標に対し、実績は約1,580人と目標を下回ったことは残念である。しかし、委託事業については、「地方展示会」開催10ヶ所以上という今期目標に対し、実績は13ヶ所と目標を上回って実施しており評価できる。

- ③ 資料館の入館者及び特別企画展等の入場者等に対するアンケート結果は、資料館では8割以上、展示会（特別企画展、平和祈念展、地方展示会）では9割以上から満足した旨の回答を得ており、関係者の労苦について理解と感銘をもたらしているものと認められ、特に評価できる。

2 調査研究

- ① 労苦の実態把握については、関係者の高齢化が進展し採録に困難性が増している中、体験者の労苦に関する手記や聞き取りの採録を行い、143件を採録していること、各種文献等による照合等を通じ広範な情報蓄積が行われたことは、労苦の実態解明を行う上で有意義なものとなっている。
- ② 1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っているなどの戦後強制抑留の実態を示す重要な資料である戦後強制抑留に係る映像資料と写真資料等もあわせて所在確認ができたことは、大きな成果である。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

『「平和の礎」選集3』の頒布等を実施したことは、ある程度評価できる。また、『平和の礎』等の出版物を展示資料館において閲覧に供するとともに、フォーラム、展示会での配布、証言コーナーやビデオコーナーで活用していることは、評価できる。

(2) 講演会等

- ① 札幌市及び法人所在ビル内ホールにおいて講演会（フォーラム）等を2回実施したが、入場者数は合計で504人で年度計画（1,000人以上）の50%にとどまったことは、開催する場所、開催時期等について今後の検討課題であるが、入場者に対して実施したアンケートにおいて、北海道札幌市のフォーラムでは約9割、新宿住友ビル内におけるフォーラムでは9割近くの方から、平和のありがたさを感じた等内容がよかった旨の回答を得たことは、評価できる。

更に、フォーラムにおいて、「第3回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」（基金主催）入賞作品上映（3作品）後、入賞校のうち開催地北海道在校の2校から、作品を制作した生徒の皆さんに登場いただき、制作秘話などのお話を伺うことにより若者層にも馴染みやすくなったこと、著名人を起用したこと、体験談により説得力を持たせたこと、有識者による平易な背景解説をしたことなど、来場者に理解と感銘をもたらす上で様々な工夫をしている点も大いに評価できる。また、手話通訳の導入、耳の不自由な方や車椅子使用の方には車いす対応移動席に配席するなどの配慮をした点も評価できる。

- ② 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」については、関係団体に委託し、今期15回以上開催するとの目標に対し、23回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

③ 「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」については、参加呼びかけをこれまでの関東圏から日本全国へ広げており、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であると評価できる。また、表彰式を特別企画展の開催に合わせて実施して事業の連携を図ったこと、高校生が制作したビデオのうち、上位3校の作品を資料館で上映するなど、事業の効果的な展開を図っている点も評価できる。

また、ビデオ制作募集範囲を全国に広げたことにより参加校が大幅に増え法人の行っている業務についての理解が広がったこと、第1回コンクールから継続して参加している高校があるなど、ビデオコンクールを開催することにより全国的に「広がり」と「継続」を見つつあることも大いに評価できる。

④ 「語り部」の育成については、「語り部」を1名育成し、労苦を語り継ぐ体制を強化することができている。また、来館者の多い期間を中心に配置(延29人)して、入館者に直接体験談を語りかけるなど積極的な活用が図られている。また、昨年度に引き続き、「語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで訪れた来館者に対しても、説明を希望した場合に迅速かつ的確に対応できる体制を維持し、延68人配置している。

更に、「語り部」を小学校に派遣しており、14小学校(前年比2校増)、学童延べ35クラス(前年比4クラス増)、約1,120人(前年比40人増)となっている。また、一部の小学校においては学校公開授業日に語り部を派遣することにより、親と生徒が共に学ぶ場を提供し、関係者の労苦を世代間を超えて理解できるよう工夫している。親の世代であっても戦争体験やその記憶もない現在、親と子に直接体験を語りかけ、その理解と感銘を与えるこれらの取り組みは、関係者の労苦等について国民の理解を深め後世に継承していく上で有効なものであり十分評価できる。

⑤ 戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施し、関係者の高齢化が進む中、8地域8班計85名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ45人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから大いに評価できる。

4 書状等の贈呈事業

① 書状等の贈呈にあたっては、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了したことから、受付終了間際の申請が増加するとともに、軍歴確認等当時の記録を精査する必要があったが、戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進むとともに、年々確認作業が困難となっていく中で、今期の贈呈件数は7,336件と平成18年度に比べ40%増加している。

法人では早急に都道府県・厚生労働省等に照会して軍歴確認調査を行ったことから、贈呈件数は前年度より増加したものであり、迅速かつ適正な処理を行っている法人の幅広い努力が評価できる。

なお、未処理の請求案件については、その着実な処理を求めたい。

② 書状等の贈呈に関する審査期間について、6ヵ月以内に審査を終えるものの割合を97%以上とするとの目標に対し、今期実績は恩給欠格者については93.0%、引揚者については72.6%、戦後強制抑留中死亡者の遺族については100.0%であり、全体の標準処理期間内での処理率は88.5%と、目標の97%に対する達成率は91.2%となっている。

これは、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了したことから、受付終了間際の申請が増加したこと、請求時の申立内容の不記載等による書類不備のための返戻や戦後60年を経過して高齢化が進んでいることに伴う聴き取り調査に困難を極めていること、公的資料が100%保存されていないこと、各都道府県の担当の組織変更及び縮小や担当職員の若年化が進んでいることなど、審査を実施する外部条件が悪化している中で、法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの把握ができるように進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、きめ細かく効率のよい進捗管理が可能となった結果、電話照会に対する的確な回答を行うことができ、また、公的期間調査や本人調査でも軍歴が判明しない、いわゆる認定困難案件については、恩給欠格者軍歴等評価委員会において認定困難案件の処理について審議を行い、その処理方針が決定されていることから、今期の事務処理内容は一定の評価ができる。

5 特別記念事業等

特別記念事業については、受付開始当初、問合せの電話がつながらない、認定が遅い、等の苦情が多く寄せられたことから、このような状況を踏まえ、処理体制を拡充するとともに、新聞広告を始めとする周知活動も充実したことは評価できる。また、特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状を改善したことや、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めてきたことも評価できる。

また、未請求者への周知については、新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施するとともに、テレビ、ラジオによる広報も行い、今期は市区町村に対しても積極的に掲載依頼を実施するとともに、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた周知と広報及び全国の老人関連団体等を通じた幅広い広報等を実施している点も評価できる。

6 その他の重点事項

	<p>① 広報については、国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開している。また、特別記念事業については、関係者が高齢であること、申請期間が2年であることから、きめ細かな広報を積極的に実施していることは評価できる。</p> <p>なお、経費面については、政府広報や自治体広報の積極的な協力要請をはじめ、交通広告の掲載や年間割引の効率的な活用、ホームページの充実、展示会場における特別記念事業相談窓口の開設など、徹底した効率化を行い、広報経費の全般的な削減を図っている点も評価できる。</p> <p>② ホームページについては、内容を充実させ情報発信に努めるとともに、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上していること、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を大きく上回る約148万件超のアクセスがあったことから、目標45万件以上に対し目標を大幅に上回ったと認められる。</p> <p>③ 地方公共団体との連携については、都道府県実務担当者との会議を開催し、綿密な協力要請ができたこと、更には、会議参加者全員が、法人をとりまく状況等について情報を共有することができていることは大変有意義であり実効的である。また、法人発行の刊行物を定期的に配布することは、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、評価できる。なお、特別記念事業の円滑な実施のために、今後とも地方公共団体との連携をさらに強化することが必要であり、更なる本事業への理解とあわせて、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。</p>
3	<p>財務内容の改善</p> <p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約558百万円、年利換算で2.79%程度を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>更に、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合している。</p> <p>利益剰余金943百万円については、会計原則に従って適切に処理されていると認められる。なお、そのうち、国庫納付に適さない入居ビルの敷金等以外の積立金713百万円については、平成20年7月に国庫納付されており、適切に処理されていると認められる。</p>
4	<p>その他</p> <p>① 研修を通じた職員の能力開発の推進と意識の向上については、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p>

- ② 環境への配慮については、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進している。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められる。
- ③ 危機管理体制については、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っている。
- ④ メンタルヘルス等については、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備していることから評価できる。

II 中期計画全体の評価(項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況)

関係者の労苦についてその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、展示館の充実(リニューアルを実施)、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどを実施し成果を上げている。書状等贈呈事業については、受付は終了しているものの、未処理分の着実な処理を進めることが必要である。新規事業である特別記念事業については、事業当初には処理体制の不備もあったが、処理体制を充実したこと、更には、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを発送できるよう準備を行うなど事業の改善を図ってきたことも評価できる。なお、本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、今後とも関係機関と緊密な連絡を図り、関係者への周知を図り、着実に実施されることを期待したい。

このほか、ホームページの内容を充実させ情報発信に努め、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上させたり、組織をフラット化・スタッフ制にして業務量の増加の中でも効率的かつ弾力的に業務を運営したことは評価できる。

なお、経費総額については、目標を上回る削減を行っているが、人件費については、目標を達成していないことから、今後一層の努力が必要である。

以上のことから項目別評価を総合すると「目標を概ね達成した」と認められる。

III 組織、業務運営等の改善、その他

今年度の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施しており、十分満足のいくものと認められるが、今後とも外部委託等の活用、組織の弾力的運用等により、効率的な業務運営に努めていくことを期待する。

また、書状等贈呈事業の受付終了に伴って提出されてきた相当数の請求については、その着実な処理を求めたい。

更に、戦後60年余を経過した今日、関係者の労苦が時日の経過とともに風化していくことを防ぎ、後世の国民に語り継ぐことがますます求められており、法人は労苦継承事業の一層の充実に努めるべきである。

最後に、法人における随意契約も含む入札・契約事務の実施状況について評価した結果は、以下のとおりである。

○独法における入札・契約事務のチェックのプロセスは妥当か

⇒ 入札・契約事務の実施に当たっては、事業実施を担当する事業部と、会計等を担当する総務部との間で協議し、契約の方法や内容等が平和祈念事業特別基金会計規程等に照らして適切かどうかという観点からチェックした上で理事長が最終的に判断していることから、内部牽制機能が働いているものと認められる。また、監事に対しては、監事監査において、平成19年度における契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、説明を行っている(契約一覧については、第17回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(平成20年6月26日)においても提出されている。)

平成20年度からは、上記に加え、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の趣旨も踏まえ、毎月の監事を含む役員会において契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、報告・説明を行うこととした。

引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

○各独法が策定(平成19年12月)した「随意契約見直し計画」に照らして、

- ① 個々の入札・契約が適切に一般競争入札等に移行しているか
- ② 随意契約の公表の基準に沿って適切に契約内容の公表が行われているか
- ③ その他見直し計画の達成に向けた具体的な取組等が進展しているか

⇒ 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針(平成19年8月10日閣議決定)」を踏まえて平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、同見直し計画に計上した全ての契約について、平成19年度から、一般競争入札又は企画競争に移行している。また、計画の実施状況については、平成19年12月から、法人のホームページにおいて開示している。

引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

○契約が一般競争入札等による場合でも、特に企画競争、公募を行う場合に、真に競争性、透明性が確保される方法によって実施されているか、という視点も含めてチェックが行われているか。

⇒ 競争参加資格については国の行政機関に準じたものを採用するとともに、法人の調達情報については、ホームページ及び庁舎内掲示により開示している。企画競争を実施する場合は、審査基準を定め、当該基準に基づき審査を行っており、調達内容によっては外部の有識者を含めた審査会を開催するなど、競争性、透明性ある事務処理を行っていると認められる。
引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

項目別評価総括表

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の平成19年度実績に関する項目別評価総括表

評価項目		評 価	
		評 価 (AA~D)	理 由
業務の効率化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 業務経費の削減	A	<p>業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成19事業年度の経費総額は、平成14事業年度経費総額に対して約40.0%削減したものとなっている。これは中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を大幅に達成している。削減の主な要因は、新宿住友ビルからの事務室の移転による削減努力などのほか、書状等贈呈事業の申請受付の終了に伴う経費削減であり、今後とも経費削減について引き続き努力が必要である。</p> <p>また、人件費については、平成17事業年度に対し今期最終事業年度である19事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勧分除く)となっているが、恩給行政等の経験を積んだ国の職員の出向を中心とする18人と少ない職員構成にあって、欠員や職員の個別事情に応じた各種手当て額の増減等の一時的な事情により人件費が大きく変動する状況にあり、仮に17年度に欠員が生じていなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となって、19年度の対17年度比では2.7%減(人事院勧告分を除く)となっている。また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は115.8となっているが、これは主として法人の事務所が東京都区部のみに所在することによるものと考えられ、地域等も勘案した指数は99.5と、初めて100を割り込んでいる。</p> <p>以上の状況を総合的に勘案すれば、19年度事業評価としては、全体として「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>なお、人件費については、引き続き適正な給与水準かどうか検証し、今後、平成18事業年度から5年間で5%以上削減するという計画目標を達成するとともに、給与水準をより適正化するため、国からの出向者の法人独自採用者への転換を進めるなど、なお一層努力すべきである。</p> <p>「必要性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。</p>

2 外部委託の推進	A	<p>法人の事業のうち、事業内容の企画立案、贈呈者認定のための審査、展示資料館の運営など中核的な業務については法人自らが実施してコア・コンピタンスの蓄積を図るとともに、事業の周知・広報、慰労品の製造・発送、資料館以外の場所での展示や平和祈念フォーラム、ビデオコンクールの実施、海外での資料調査など、民間の専門的な知識・経験を活用することができる業務については積極的に外部委託し、両者が相まって事業の効率的・効果的推進を図ることができた。</p> <p>以上のことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、策定した「随意契約見直し計画」について適正に実行するなど、契約の適正化を図るための措置を講じている点も評価できる。</p> <p>また、法人における随意契約も含む入札・契約事務の実施状況について評価した結果は、以下のとおりである。</p> <p>○独法における入札・契約事務のチェックのプロセスは妥当か</p> <p>⇒ 入札・契約事務の実施に当たっては、事業実施を担当する事業部と、会計等を担当する総務部との間で協議し、契約の方法や内容等が平和祈念事業特別基金会計規程等に照らして適切かどうかという観点からチェックした上で理事長が最終的に判断していることから、内部牽制機能が働いているものと認められる。また、監事に対しては、監事監査において、平成19年度における契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、説明を行っている(契約一覧については、第17回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(平成20年6月26日)においても提出されている。)</p> <p>平成20年度からは、上記に加え、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の趣旨も踏まえ、毎月の監事を含む役員会において契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、報告・説明を行うこととした。</p> <p>引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。</p> <p>○各独法が策定(平成19年12月)した「随意契約見直し計画」に照らして、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個々の入札・契約が適切に一般競争入札等に移行しているか ② 随意契約の公表の基準に沿って適切に契約内容の公表が行われているか ③ その他見直し計画の達成に向けた具体的な取組等が進展しているか <p>⇒ 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針(平成19年8月10日閣議決定)」を踏まえて平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、同見直し計画に計上した全ての契約について、平成19年度から、一般競争入札又は企画競争に移行している。また、計画の実施状況については、平成19年12月から、法人のホームページにおいて開示している。</p> <p>引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。</p>
-----------	---	--

		<p>○契約が一般競争入札等による場合でも、特に企画競争、公募を行う場合に、真に競争性、透明性が確保される方法によって実施されているか、という視点も含めてチェックが行われているか。</p> <p>⇒ 競争参加資格については国の行政機関に準じたものを採用するとともに、法人の調達情報については、ホームページ及び庁舎内掲示により開示している。企画競争を実施する場合は、審査基準を定め、当該基準に基づき審査を行っており、調達内容によっては外部の有識者を含めた審査会を開催するなど、競争性、透明性ある事務処理を行っていると認められる。</p> <p>引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。</p> <p>「必要性」 少数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、経費削減のほか、委託先のノウハウの活用を含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 少数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。</p> <p>法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、委託先の専門的な知識や企画力などを活用でき有効な施策と認められる。</p>
3 組織運営の効率化	A	<p>業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、これまでの組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果により、今期法人では、特別記念事業の開始に当たり書状等贈呈事業担当の事務の繁忙に対応するための人員配置などを行い、これらの人員配置は、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適格に業務を行っていることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>なお、今後も役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、一層の法令遵守に努めるべきである。</p>

			<p>「必要性」 業務内容に応じた追加・機動的人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。</p> <p>「効率性」 業務内容に応じた追加・機動的人員配置は、職員間の時期的な繁閑を解消するとともに、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、効率的かつ有効である。</p> <p>「有効性」 業務を限られた期間内に処理するために、内容に応じた追加・機動的人員配置は、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
国民に対して提供するサービスその他の業務の質	1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集	A	<p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中においても、今期、法人では国内のみならず海外においても以下のとおり幅広く資料を収集するための措置を講じており、「目標を十分達成した」と判断できる。</p> <p>①国内における関係資料の収集 資料の収集については、550件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者等への個別の働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、今期は760件と目標を38%と大幅に上回る収集件数を確保することができた。 また、資料の適切な管理及び積極的な活用という観点から、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っているが、資料収集・展示の意義及びその必要性について文書を送付し、再度にわたり寄贈に向けての協力要請を行うなど法人の地道な取り組みにより、今期においては、寄託者49人のうち27人から寄贈への切替えの受諾を得た。</p> <p>② 外国政府等の関係資料の収集 時代の経過とともに、外交上の問題や経年による当時の周辺状況の変化及び資料の散逸等が懸念されるが、関係者の労苦について国民の理解を深めるためには積極的に現存する資料の収集を行うことが必要であり、今後とも、所在調査の実施及び関係資料の収集を期待する。</p>

		<p>「必要性」 資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 法人では、関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。</p>
(2) 資料の保管	A	<p>法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>①適切な保管 カルテの作成、保管環境の整備、関係資料の修理といった目標に対し、19年度に収集した資料760件全てについてカルテを作成した。 また、体系的な保管を行うとともに、展示会后保存されていた写真パネル等の資料の整理を行うことなどにより、収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上に努めている。</p> <p>②適切な保存措置 適切な環境での保存、劣化防止措置、複製の作成といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止のため、新たに寄贈された資料のランク付け作業を行うとともに、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていること、複製資料(二次資料)を展示に活用し、原資料(一次資料)の劣化防止(資料の保存)などを図っていることは評価できる。 なお、引き続き資料の特性に応じ、費用対効果に着目した保管方法の検討を期待する。</p> <p>③電子データ化 新規に収集される関係資料等のうち8割以上を電子データ化するとの目標に対し、今年度は19年度までにデータ化されていない826点のうち92%を入力し、目標を十分達成したと認められる。</p> <p>④資料管理方法等の検討等 資料分類コードを作成するとともに、基金解散後の資料移管等を円滑に行うための準備作業として、資料整理(棚卸し等)方法等の検討作業を進めている。これは、業務を効率的に実施するという面からも重要であることから、今後とも鋭意作業を進めることが望まれる。</p>

		<p>「必要性」 資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 基金解散後の資料移管等を円滑に行うために、収集資料の資料分類コードを作成したことは、本業務を効率的に実施することになる。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面からも重要である。</p>
(3) 資料の展示	B	<p>今期法人では、関係者の労苦をより国民に理解してもらうための諸措置をとっており、「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>①平和祈念展示資料館 ア 資料館を集客効果の見込めるフロアに移し、リニューアルした資料館を来館者を考慮した施設としたこと、展示ボリューム、展示機能を損なうことなく資料館を移転させ、かつ、来館者ホスピタリティーの向上を図ったことは、特に評価できる。 イ 「語り部」の配置を増やし、当時の状況などを直接聴かせること等により多くの来館者に感銘をもたらす工夫と努力を行っている点が評価できる。 ウ 団体見学に対し、20年度以降の来館依頼を行ったり、資料館移転後再オープンの際に案内状を送付している。 エ 平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館時間の延長や臨時開館を実施するなど、利用者のニーズに合わせた弾力的運用を行っている。 オ 入館者数については、年度目標である4万8千人を約26%下回る35,587人とどまったが、移転により2か月間資料館を臨時閉館せざるを得なかった事情を考慮すると、やむを得ぬ点もある。移転後は入場者が増えており、今後の増員を期待したい。</p> <p>②特別企画展 入場者数が4,927人と目標(3,300人)を49%も上回った点、吊り式展示パネルを展示壁面として使用するなど、小さいスペースを少しでも有効活用できるよう工夫した点が評価できる。</p> <p>③平和祈念展 入場者数11,000人以上という目標に対し、今回の祈念展においては、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいよう実体験を持つ引揚者によるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置したことにより、今回の実績は12,144人と、目標を約1割上回っており、大いに評価できる。</p>

④地方展示会

法人主催の「平和祈念展」入場者数5,000人以上という目標に対し、地方公共団体等の共催・後援を得て、また、マスコミ等の協力を得ながら展示会を行ったが、実績は約1,580人と目標を下回ったことは残念である。しかし、委託事業については、「地方展示会」開催10ヶ所以上という今期目標に対し、実績は13ヶ所と目標を上回っていることは評価できる。

⑤アンケートの実施

資料館の入館者及び特別企画展等の入場者等に対するアンケートについては、回収した過半数の者から満足した旨の回答を得るとの目標を掲げていたが、資料館では8割以上、展示会(特別企画展、平和祈念展、地方展示会)では9割以上から満足した旨の回答を得たことは、関係者の労苦について理解と感銘をもたらしているものと認められ、特に評価できる。

引き続きアンケート等の結果を基に展示内容等の充実に役立てていく必要がある。

⑥ホームページによる提供

今期においては、電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための諸課題を内部において検討した。引き続き検討を深め、関係資料の公開に向けて諸課題を解決し、情報提供の充実に図っていくことが望まれる。

⑦関係資料の貸し出し

地方公共団体等による展示会の開催に当たり、その趣旨にあわせ総計約190点の法人保有資料を貸し出すことにより、法人が保有する資料の利用効率が上がるとともに各団体においても、展示会の充実に資することができた。

このように法人が保有している資料等をより多くの人々に見てもらふことは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために有効な手段であると評価できる。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。

「効率性」

企画立案段階から、アンケートの活用、地方公共団体の活用、平和祈念フォーラムと特別企画展の広報の一体化などにより、効率的な資料館展示や各種催しを実施していく必要がある。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

<p>2 調査研究 (1) 労苦の実態把握</p>	<p>A</p>	<p>関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、年々関係者の高齢化が進展しており、関係者の手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が143件も確保した点は評価できる。 また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これは、高齢化に対応した方策であり、年月の経過により風化し、本人の記憶も薄れていく中で、関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。 特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p> <p>「効率性」 地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、地方組織を有する関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」 関係者の労苦の実態について、直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが後世への継承という観点から極めて有効である。</p>
<p>(3) 外国調査の実施</p>	<p>A</p>	<p>戦後強制抑留の実態を示す重要な資料である戦後強制抑留に係る映像資料と写真資料等もあわせて所在確認ができたことは、大きな成果であり、「目標を十分達成」したと判断できる。</p> <p>「必要性」 外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦争体験の労苦の実態を明らかにするためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が必要である。 戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が重要であるが、資料の散逸化も予想されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが求められる。</p> <p>「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を入手することは、広く国民に対し周知する目的においても、効率的な施策であると認められる。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。</p>

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等
(1) 記録の作成・頒布

B

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、年度計画の「目標を概ね達成した」と認められる。

- ①総合データベースの構築
収集資料4,500件を超えるデータ登録を行うとの目標に対し、18年度中にほぼ作業を終了したため、19年度は「平和の礎」(18巻)のデータベースシステムへの取り込みを完了した。
- ②ホームページによる提供
ホームページでの閲覧公開に向けて検討していることは、ある程度評価できる。
- ③調査研究の成果の出版等
『「平和の礎」選集3』の頒布等を実施したことは、ある程度評価できる。
- ④出版物等の活用
『平和の礎』等の出版物を展示資料館において閲覧に供するとともに、フォーラム、展示会での配布、証言コーナーやビデオコーナーで活用していることは、評価できる。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方で身近に展示資料等のない者にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

(2) 講演会等の実施

B

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を概ね達成」と認められる。

①講演会等の開催

札幌市及び法人所在ビル内ホールにおいて講演会等を2回実施したが、入場者数は合計で504人で年度計画(1,000人以上)の50%にとどまったことは、開催する場所、開催時期等について今後の検討課題である。

また、入場者に対して実施したアンケートにおいて、北海道札幌市のフォーラムでは約9割、新宿住友ビル内におけるフォーラムでは9割近くの方から、平和のありがたさを感じた等内容がよかった旨の回答を得たことは、評価できる。

取り分け、「第3回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」(基金主催)入賞作品上映(3作品)後、入賞校のうち開催地北海道在校の2校から、作品を制作した生徒の皆さんに登場いただき、制作秘話などのお話を伺うことにより若者層にも馴染みやすくしたこと、著名人を起用したこと、体験談により説得力を持たせたこと、有識者による平易な背景解説をしたことなど、来場者に理解と感銘をもたらす上で様々な工夫をしている点も大いに評価できる。また、手話通訳の導入、耳の不自由な方や車椅子使用の方には車いす対応移動席に配席するなどの配慮をした点も評価できる。

②労苦を語り継ぐ集いの開催

今期15回以上開催するとの目標に対し、23回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

③校内放送番組制作コンクールの開催

「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の参加呼びかけをこれまでの関東圏から日本全国へ広げたことは、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であると大いに評価できる。また、表彰式を特別企画展の開催に合わせて実施して事業の連携を図ったこと、高校生が制作したビデオのうち、上位3校の作品を資料館で上映するなど、事業の効果的な展開を図っている点も評価できる。

また、ビデオ制作募集範囲を全国に広げたことにより参加校が大幅に増え法人の行っている業務についての理解が広がったこと、第1回コンクールから継続して参加している高校があるなど、ビデオコンクールを開催することにより全国的に「広がり」と「継続」を見つつあることも大いに評価できる。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

講演会(フォーラム)については、資料館所在ビル内のホール施設を用いて実施することにより、同資料館との有機的連携を図り、多角的・多層的理解のための工夫を行っている。

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な解説に加え、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いるなどの工夫を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

(3) 語り部の育成	A	<p>「語り部」を引き続き育成するとともに、積極的活用を図るとの目標に対し、19年度は「総合語り部」1名育成し、労苦を語り継ぐ体制を強化することができた。また、来館者の多い期間を中心に配置(延29人)して、入館者に直接体験談を語りかけるなど積極的な活用が図られている。また、昨年度に引き続き、「総合語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで訪れた来館者に対しても、説明を希望した場合に迅速かつ的確に対応できる体制を維持することができ、延68人配置している。</p> <p>さらに、「語り部」を小学校に派遣した実績は、14小学校(前年比2校増)、学童延べ35クラス(前年比4クラス増)、約1,120人(前年比40人増)となっている。また、一部の小学校においては学校公開授業日に語り部を派遣することにより、親と生徒が共に学ぶ場を提供し、関係者の労苦を世代間を超えて理解できるよう工夫した。親の世代であっても戦争体験やその記憶もない現在、親と子に直接体験を語りかけ、その理解と感銘を与えるこれらの取り組みは、関係者の労苦等について国民の理解を深め後世に継承していく上で有効なものであり、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 「語り部」の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。</p> <p>「効率性」 「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。 また、語り部委嘱に際しては、原則としてボランティアとして費用節約に努めている点も効率的な運営と認められる。</p> <p>「有効性」 単に資料を展示するだけでなく、語り部がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。</p>
(4) 催し等への助成	A	<p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施、関係者の高齢化が進む中、8地域8班計85名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ45人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。</p>

		<p>「有効性」</p> <p>全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>
<p>4 書状等の贈呈事業 (1) 書状等の贈呈事業の実施</p>	A	<p>書状等の贈呈にあたっては、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了したことから、受付終了間際の申請が増加したが、戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進む中で、軍歴確認等当時の記録の精査が、年々困難となったものの、今期の贈呈件数は7,336件と、平成18年度に比べ40%増加した。</p> <p>法人では早急に都道府県・厚生労働省等に照会して軍歴確認調査を行ったことから、贈呈件数は前年度より増加したものであり、迅速かつ適正な処理を行っている法人の幅広い努力を評価し、「目標を十分達成」と判断できる。</p> <p>なお、未処理の請求案件については、その着実な処理を求めたい。</p> <p>「必要性」</p> <p>書状等贈呈事業は、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>対象者が高齢化していることに配慮し、法人からの都道府県、厚生労働省等への照会及び回答も迅速化するなど、効率性を配慮した業務運営と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によっても、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」「私自身の青春も無駄でなかった。」「両親の仏前に供えた。」などの感想が寄せられており、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められたものであり、平成19年3月31日に受付を終了する前に申請された案件を迅速かつ適正に処理することは、その本旨に沿ったものである。</p>
<p>(2) 標準期間の設定</p>	B	<p>書状等の贈呈に関する審査期間について、6ヵ月以内に審査を終えるものの割合を97%以上とするの目標に対し、今期実績は恩給欠格者については93.0%、引揚者については72.6%、戦後強制抑留中死亡者の遺族については100.0%(前年度は恩欠89.0%、引揚100.0%、抑留中死亡遺族100%)であり、全体の標準処理期間内での処理率は88.5%と、目標の97%に対する達成率は91.2%となった。</p> <p>平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了したことから、受付終了間際の申請が増加したこと、請求時の申立内容の不記載等による書類不備のための返戻や戦後60年を経過して高齢化が進んでいることに伴う聴き取り調査に困難を極めていること、公的資料が100%保存されていないこと、各都道府県の担当の組織変更及び縮小や担当職員若年化が進んでいることなど、審査を実施する外部条件が悪化している中で、法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの把握ができるように進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、きめ細かく効率のよい進捗管理が可能となった結果、電話照会に対する的確な回答を行うことができ、また、公的期間調査や本人調査でも軍歴が判明しない、いわゆる認定困難案件については、恩給欠格者軍歴等評価委員会において認定困難案件の処理について審議を行い、その処理方針が決定されたことから、今期の実績は「目標を概ね達成」と評価できる。</p>

		<p>「必要性」 早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。</p> <p>「効率性」 標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。 特に、進捗状況管理システムの使用により、きめ細かな進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。</p> <p>「有効性」 標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。</p>
<p>5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施</p>	<p>B</p>	<p>特別記念事業については、受付開始当初、問合せの電話が繋がらない、認定が遅い、等の苦情が多く寄せられたことから、このような状況を踏まえ、処理体制を拡充するとともに、新聞広告を始めとする周知活動も充実したことは評価できる。また、特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状を改善したことや、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを平成20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めてきたことも評価できる。 以上のことから、本事業については「目標を概ね達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」 過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある申請者の負担を軽減するため、記載事項が簡単で済む「簡易請求書」を作成し、配布したことは、審査項目等の省略化にもなり、業務運営の効率性が図られたと認められる。 また、請求用紙を全国の都道府県・市区町村の福祉関係窓口に予め配付するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っていることも、総じて効率的な業務運営を行っているとして認められる。</p> <p>「有効性」 特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられており、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p>

<p>(2) 未請求者への周知</p>	<p>A</p>	<p>未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施するとともに、テレビ、ラジオによる広報も行い、市区町村に対しても積極的に更なる掲載依頼を行った。更に、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた積極的な周知と広報及び全国の老人等に関連する団体を通じた幅広い広報等を実施した。また、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを平成20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めている。これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。</p> <p>「効率性」 新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。 さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」 対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本事業を周知することは、有効な施策である。</p>
<p>(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p>	<p>B</p>	<p>関係行政機関による調整の結果建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行っていることから「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」 亡くなられた戦後強制抑留者及び引揚者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 慰霊碑の建立に向けて総務省等関係機関との連携を図り、事前準備のため検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」 慰霊碑の建立は、なくなれた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義的的事业であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。</p>

<p>6 その他の重点事項 (1) 効果的な広報</p>	<p>A</p>	<p>国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開した。また、特別記念事業の関係者が高齢であること、申請期間が2年であることから、きめ細かな広報を積極的に実施したことは評価できる。</p> <p>なお、経費面については、政府広報や自治体広報の積極的な協力要請をはじめ、交通広告の掲載や年間割引の効率的な活用、ホームページの充実、展示会場における特別記念事業相談窓口の開設など、徹底した効率化を行い、広報経費の全般的な削減を図っており評価できる。</p> <p>これらの広報活動の結果、広報経費を削減しつつ、適切な広報を実施していることから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るとい側面をも有し、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、また年間割引の適用など経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。</p> <p>なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、地域や家庭に浸透しやすいこと、かつ、低コストで住民に身近な広報手法であることから、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施に資するものであると考えられる。</p> <p>「有効性」 広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>
<p>(2) ホームページの充実</p>	<p>AA</p>	<p>19年度は、ホームページの内容を充実させ情報発信に努めるとともに、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上にたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を大きく上回る約148万件超のアクセスがあったことから、目標45万件以上に対し「目標を大幅に上回った」と認められる。</p> <p>「必要性」 ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。</p>

		<p>「効率性」 近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心においたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。</p>
(3) 地方公共団体との連携強化	A	<p>地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県実務担当者との会議を開催し、綿密な協力要請ができたこと、さらには、会議参加者全員が法人をとりまく状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であった。</p> <p>また、法人発行の刊行物を定期的に配布することは、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>なお、特別記念事業の円滑な実施のために、今後とも地方公共団体との連携をさらに強化することが必要であり、更なる本事業への理解とあわせて、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。</p> <p>「必要性」 法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、新たに始まる特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により効率的な業務運営が可能となっていると認められる。</p> <p>「有効性」 法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である。</p>
(4) 関係資料館とのネットワーク化	D	<p>19年度は、展示資料館が住友ビル31階から48階に移転したこと、法人の廃止に向けての資料等の整理等があり、開催していないが、今後法人が廃止されるまでの間に、関係資料館との更なる連携強化を図り、より一層協力体制の確立等を期待する。</p> <p>「必要性」 展示資料館の開設以来、関係資料館との連携強化をしてきたが、今後法人が廃止される前提に立って、残された期間内において、これまで基金が果たしてきた実績を、他の資料館相互の運営等に少しでも資する形で承継させていくことは必要である。</p>

		<p>「効率性」 平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。</p>
(5) 外国の関係機関との関係強化	A	<p>ロシア連邦の公的機関等との関係を強化するとの目標に対し、それぞれの公的機関等が保有している資料の所在調査を行い各公文書館が非常に協力的であり、日本人抑留関係資料の確認、リスト化及び重要資料の入手につながる協力関係を構築できたことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、本業務は、ロシア連邦等外国政府との交渉が必要となるなど、外交上の問題も有しており、法人の努力だけでは円滑な業務展開を図りにくいという側面も認められるが、引き続き、本業務を展開していくに当たっての問題点を整理したうえで、関係機関との協力関係が今後とも円滑に維持できるよう、状況変化等に柔軟に対応することが求められる。</p> <p>「必要性」 基金が諸外国から収集した資料は、基金が存続する間使用が許可されていることで、法人解散後に引き継がれるであろう資料の使用許可は、新組織が別途行う必要がある。 法人の廃止が決まっている立場にも関わらず、法人が外国の関係機関との協力関係を引き続き維持することは、基金が果たしてきた役割の重要性を相手機関に引き続き認識させることに役立つものであり、基金の継承組織への円滑な移行に資するものとして、その必要性は高いものがあると考えられる。</p> <p>「効率性」 ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、協力関係が効率的に構築されると認められる。</p> <p>「有効性」 外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。</p>
(6) 資料等の記録・保存の在り方の検討 (7) 基金記録史の作成	B	<p>基金の廃止を踏まえ、資料等を後世に残すための記録・保存の在り方についての検討を開始すること及び基金記録史の作成に着手する目標に対し、その準備作業として各種資料等の体系的分類・整理作業等に着手しており、「目標を概ね達成した」と認められる。</p>

財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約558百万円、年利換算で2.79%程度を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示していることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>利益剰余金943百万円については、会計原則に従って適切に処理されていると認められる。なお、そのうち、国庫納付に適さない入居ビルの敷金等以外の積立金713百万円については、平成20年7月に国庫納付されており、適切に処理されていると認められる。</p> <p>「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された400億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p> <p>「効率性」 法人に許されている運用範囲の中で、安全かつ高利回りで効率的に運用する必要がある。</p> <p>「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。</p>
その他	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
	1 施設及び設備に関する計画	-	
	2 人事に関する計画 (1) 職員の研修	A	<p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、内部での講習会の開催についても、引き続き検討することが望まれる。</p> <p>「必要性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p>「効率性」 研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p>「有効性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p>

<p>(2) 人員に係る指標</p>	<p>A</p>	<p>中期計画期間の最終年度の常勤職員数を現員より1名減の18名とするとの目標に対し、特別記念事業のために事務量が増加したにもかかわらず計画どおり1名の削減を行った。具体的には、特別記念事業の開始や事務所、平和祈念展示資料館の移転書状等贈呈事業の申請受付終了に伴う申請件数の増加など業務が多忙を極める中、効率的・弾力的な組織運営を行って、限られたマンパワーを有効に活用するなど組織のフラット制の適正な運用により、人員を増加することなく業務の遂行を図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 業務運営の更なる効率化を図るためには職員数の削減は必要なものと認められるが、単に人員を削減するだけでなく、国民に対して提供するサービスその他の業務の質を低下させることなく実施することが必要である。</p> <p>「効率性」 必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用により、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置により効率的な業務運営を進めることが求められる。</p> <p>「有効性」 限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。</p>
<p>3 その他業務運営に関する事項 (1) 環境対策</p>	<p>A</p>	<p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達を推進するための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進した。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。 また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。 環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。</p> <p>「有効性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。</p>

<p>(2) 危機管理</p>	<p>A</p>	<p>危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p>
<p>(3) 職場環境</p>	<p>A</p>	<p>メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備していることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p>「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p>

項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務経費の削減																											
■ 中期計画の記載事項																												
<p>職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(事業費(特別記念事業に充てる経費を除く)、管理費及び人件費の合計)について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成14事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。</p> <p>また、特に経費総額の更なる削減を図るため事務室を平成19年7月を目途に移転することとする。</p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17事業年度に対し平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行う。このため、中期目標の期間の4年目及び5年目に当たる平成18事業年度及び平成19事業年度においては、平成17事業年度に対し最終事業年度までに2%以上削減する。また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く)。</p>																												
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																												
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																										
業務経費の削減	<p>業務経費全般の削減についてその進捗状況を検証するとともに、従来から業務運営のため継続的に使用している事務的経費や管理費については、更なる節減に努める。</p> <p>また、事務室の移転により経費の削減を図る。</p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。</p>	<p>○ 経費の削減</p> <p>平成19事業年度の業務運営に係る経費総額は1,264百万円であり、平成18事業年度の経費総額1,704百万円と比較し、440百万円の減額、率にして25.8%の削減となっている。</p> <table border="1" data-bbox="1075 837 1904 1157"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: right;">(単位:百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>14'(基準年度)</th> <th>18'</th> <th>19'</th> <th>計(対14')</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額</td> <td>2,107</td> <td>1,704</td> <td>1,264</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対前年度増△減</td> <td></td> <td>9</td> <td>△ 440</td> <td>△ 843</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td></td> <td>0.5%</td> <td>△ 25.8%</td> <td>△ 40.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*特別記念事業に係る経費・・・65億円</p> <p>○ 具体的な効率化策</p> <p>平成18年12月に成立した「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律」(平成18年法律第119号)(以下「廃止法」という。)の審議等を受けて、経費総額の更なる削減を図るために平成19年7月に事務室を「新宿住友ビル」から「総務省第2庁舎」に移転することにより、ビル賃貸料等に係る経費を64百万円削減した。</p>		(単位:百万円)						14'(基準年度)	18'	19'	計(対14')	経費総額	2,107	1,704	1,264		対前年度増△減		9	△ 440	△ 843	対前年度比		0.5%	△ 25.8%	△ 40.0%
(単位:百万円)																												
	14'(基準年度)	18'	19'	計(対14')																								
経費総額	2,107	1,704	1,264																									
対前年度増△減		9	△ 440	△ 843																								
対前年度比		0.5%	△ 25.8%	△ 40.0%																								

一般管理費については、事務室の移転により賃貸料等に係る経費として37百万円の減額となっているが、事務室の移転等に伴う経費を要したことから、前年度と比較して29百万円の減額、率にして17.7%の削減となっている。

慰藉事業費については、前年度と比較して408百万円の減額、率にして31.1%の削減となっている。

その主な内訳は、

- ・事務室の移転による賃貸料等に係る経費 △28百万円
 - ・書状等贈呈事業に係る広報及び贈呈件数の減等 △310百万円
 - ・引揚漫画等の作成に係る経費 △25百万円
- となっている。

また、従来から削減してきている広報経費について、平和祈念展示資料館に係る交通広告は、資料館の移転に伴う閉館期間中の掲出を取りやめることにより16百万円削減したほか、平和祈念フォーラムの開催を1回取りやめたこと及び掲載紙の削減等により5百万円削減した。また書状等贈呈事業に係る新聞広告を廃止した結果、前年度と比較して229百万円の減額、率にして66.2%の削減となった。

なお、人件費については、定員を1人削減したことにより平成19年度は198百万円で、平成18年度の201百万円と比較して3百万円の減額、率にして1.5%の削減となった。対17年度比では1.6%減(人事院勧告分を除く)で目標の2年度で2%減には至らなかった。

これは、基準となる17年度に4か月欠員が生じていたこと、新事業である特別記念事業の実施等に伴って超過勤務が増加したこと、職員の多数(約8割)を占める国からの人事交流者の異動に伴い、17年度と比べ扶養手当、通勤手当、住居手当の額が増えたこと、が要因として考えられる。

仮に17年度に欠員が生じていなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となり、19年度の対17年度比では2.7%減(人事院勧告分を除く)となる。

また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)についてみると、19年度は115.8となっている。これは、法人の事務所が東京都区部のみに所在することが主な要因と考えられ、年齢、地域、学歴を勘案した指数では99.5となっており、初めて100を割り込んだ。

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>業務経費全般の削減状況について検証するとともに、更なる業務経費の節減に努めるとの目標に対し、平成19事業年度の経費総額は、平成14事業年度経費総額に対して約40.0%削減したものとなっている。これは中期目標期間最終事業年度の経費総額の割合を85%以下とするとの目標を大幅に達成している。削減の主な要因は、新宿住友ビルからの事務室の移転による削減努力などのほか、書状等贈呈事業の申請受付の終了に伴う経費削減であり、今後とも経費削減について引き続き努力が必要である。</p> <p>また、人件費については、平成17事業年度に対し今期最終事業年度である19事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勧分除く)となっているが、恩給行政等の経験を積んだ国の職員の出向を中心とする18人と少ない職員構成にあつて、欠員や職員の個別事情に応じた各種手当額等の増減等の一時的な事情により人件費が大きく変動する状況にあり、仮に17年度に欠員が生じていなかった場合は、17年度の人件費が199百万円となつて、19年度の対17年度比では2.7%減(人事院勧告分を除く)となっている。。また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は115.8となっているが、これは主として法人の事務所が東京都区部のみに所在することによるものと考えられ、地域等も勘案した指数は99.5と、初めて100を割り込んでいる。</p> <p>以上の状況を総合的に勘案すれば、19年度事業評価としては、全体として「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>なお、人件費については、引き続き適正な給与水準かどうか検証し、今後、平成18事業年度から5年間で5%以上削減するという計画目標を達成するとともに、給与水準をより適正化するため、国からの出向者の法人独自採用者への転換を進めるなど、なお一層努力すべきである。</p> <p>「必要性」</p> <p>業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」</p> <p>業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。</p>			

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 外部委託の推進		
■ 中期計画の記載事項			
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
外部委託の推進	<p>外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。</p> <p>また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。</p>	<p>法人の事業(贈呈事業、展示等の労苦承継事業)のうち、事業内容の企画立案、贈呈者認定のための審査、展示資料館の運営など中核的な業務については法人自らが実施してコア・コンピタンスの蓄積を図るとともに、事業の周知・広報、慰労品の製造・発送、資料館以外の場所での展示や平和祈念フォーラム、ビデオコンクールの実施、海外での資料調査など、民間の専門的な知識・経験を活用することができる業務については積極的に外部委託し、両者が相まって事業の効率的・効果的推進を図ることができた。</p> <p>なお、法人における随意契約の見直しについては、国における随意契約の見直しの取組みを踏まえ、随意契約の縮減など契約の適正化に向けた取組みを進めているところである。具体的には、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に基づき、随意契約によることができる場合を定める基準の見直しを行い、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)に定められた国の基準に準じ、当法人の会計規程の改正を図るとともに、「随意契約見直し計画」を策定し、平成19年12月に当該計画を公表するなど、契約の適正化を図るための措置を講じたところである。</p> <p>例えば、平成18年度までは随意契約で調達していた「高校生平和祈念ビデオ製作コンクールに係る請負業務」及び「語り部」学校派遣事業に係る請負業務については、平成19年度から調達方法を企画競争へ移行した。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19 名

<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>A</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>法人の事業のうち、事業内容の企画立案、贈呈者認定のための審査、展示資料館の運営など中核的な業務については法人自らが実施してコア・コンピタンスの蓄積を図るとともに、事業の周知・広報、慰労品の製造・発送、資料館以外の場所での展示や平和祈念フォーラム、ビデオコンクールの実施、海外での資料調査など、民間の専門的な知識・経験を活用することができる業務については積極的に外部委託し、両者が相まって事業の効率的・効果的推進を図ることができた。</p> <p>以上のことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、策定した「随意契約見直し計画」について適正に実行するなど、契約の適正化を図るための措置を講じている点も評価できる。</p> <p>また、法人における随意契約も含む入札・契約事務の実施状況について評価した結果は、以下のとおりである。</p> <p>○独法における入札・契約事務のチェックのプロセスは妥当か</p> <p>⇒ 入札・契約事務の実施に当たっては、事業実施を担当する事業部と、会計等を担当する総務部との間で協議し、契約の方法や内容等が平和祈念事業特別基金会計規程等に照らして適切かどうかという観点からチェックした上で理事長が最終的に判断していることから、内部牽制機能が働いているものと認められる。また、監事に対しては、監事監査において、平成19年度における契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、説明を行っている。(契約一覧については、第17回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会(平成20年6月26日)においても提出されている。)</p> <p>平成20年度からは、上記に加え、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の趣旨も踏まえ、毎月の監事を含む役員会において契約一覧(少額随意契約を除く。)を提出し、報告・説明を行うこととした。</p> <p>引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。</p>	

○各独法が策定(平成19年12月)した「随意契約見直し計画」に照らして、

- ① 個々の入札・契約が適切に一般競争入札等に移行しているか
- ② 随意契約の公表の基準に沿って適切に契約内容の公表が行われているか
- ③ その他見直し計画の達成に向けた具体的な取組等が進展しているか

⇒ 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針(平成19年8月10日閣議決定)」を踏まえて平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、同見直し計画に計上した全ての契約について、平成19年度から、一般競争入札又は企画競争に移行している。また、計画の実施状況については、平成19年12月から、法人のホームページにおいて開示している。
引き続き、以上の措置を適切に実施していくことが望まれる。

○契約が一般競争入札等による場合でも、特に企画競争、公募を行う場合に、真に競争性、透明性が確保される方法によって実施されているか、という視点も含めてチェックが行われているか。

⇒ 競争参加資格については国の行政機関に準じたものを採用するとともに、法人の調達情報については、ホームページ及び庁舎内掲示により開示している。企画競争を実施する場合は、審査基準を定め、当該基準に基づき審査を行っており、調達内容によっては外部の有識者を含めた審査会を開催するなど、競争性、透明性ある事務処理を行っていると認められる。
引き続き適切に運用していくことが望まれる。

「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

「効率性」

専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、経費削減のほか、委託先のノウハウの活用を含め、業務運営の効率化に資するものである。

「有効性」

少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。
法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、委託先の専門的な知識や企画力などを活用でき有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 組織運営の効率化		
■ 中期計画の記載事項			
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、スタッフ制の導入・組織階層のフラット化を推進し、また、必要に応じて人員配置の見直しを行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
組織運営の効率化	<p>組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。</p> <p>なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する。</p> <p>また、業務・システムの最適化を図るため設置したCIO補佐官を積極的に活用し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>平成19年4月から開始された特別記念事業の業務の効率化を図るため、同事業の具体的実施に当たっては、特別慰労品審査委員会の設置、特別慰労品の選定、発注業者の決定、電話対応、システム構築等多大な業務の発生に対応して、18年度に引き続き担当外の調査企画担当副参事の併任継続に加え、展示・フォーラム担当参事及び副参事の併任発令を行った。</p> <p>さらに、これまで書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品を請求していない者に対する個別のお知らせを行うこととし、その企画等について担当外の展示・フォーラム担当参事及び副参事を新たに「特命担当」として担当させるとともに、調査企画担当参事に展示・フォーラム担当を併任させるなど、業務の早期処理を円滑にするための人事配置を行い効率的・弾力的な組織運営を実施した。</p> <p>役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、独立行政法人平和祈念事業特別基金コンプライアンス委員会を19年4月に開催し、独立行政法人平和祈念事業特別基金行動規範を決定し、役職員に配布し一層の法令順守に努めることとした。</p> <p>また、業務システムの適正化を図るため、特別記念事業システム構築の企画段階からCIO補佐官の助言を求め、業務の効率化に努めた。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、これまでの組織のフラット化・スタッフ制といった改組の成果により、今期法人では、特別記念事業の開始に当たり書状等贈呈事業担当の事務の繁忙に対応するための人員配置などを行い、これらの人員配置は、マンパワーが必要とされる業務に対し、臨機応変かつ確実にマンパワーを確保・供給するために適切な措置であり、少人数体制の下でマンパワーを効果的に活用することで業務運営をより効率的かつ弾力的に遂行したものと認められ、業務量の増加や多様化のなかでも、限られた人員をもって柔軟かつ適格に業務を行っていることから、「目標を十分達成」と認められる。

なお、今後も役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、一層の法令遵守に努めるべきである。

「必要性」

業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、十分なマンパワーが必要とされる業務に対し適切にマンパワーを確保・供給するための措置として必要な取組みである。

「効率性」

業務内容に応じた追加・機動的な人員配置は、少人数体制の下で最大限のマンパワーを効果的に活用することで、業務運営を効率的に遂行できる。

「有効性」

業務を限られた期間内に処理するために、内容に応じた追加・機動的な人員配置は、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示																
■ 中期計画の記載事項																	
(1)資料の収集 ① 外部有識者、関係団体等からの意見聴取、所在情報の収集等を行い、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)を積極的に発掘し、各事業年度において平均500件程度収集する。 ② 収集する関係資料の範囲を、記録映画フィルム、新聞・書籍等にも拡げ、その寄贈又は寄託を所有者に依頼する。既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に働きかける。 ③ 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行う。																	
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																	
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)															
(1)資料の収集 ① 関係資料の収集等	(1)資料の収集 ① 外部有識者、関係団体(社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会及び社団法人引揚者団体全国連合会)等からの意見聴取、所在情報の収集等を日常的に行い、個人が所有する恩給欠格者、戦後強制抑留者	① 戦争犠牲による労苦体験を物語る日記、手記、手紙、絵画、写真、証明書等の労苦に関する資料を収集するにあたって、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会、社団法人引揚者団体全国連合会に対し資料収集への協力を要請するとともに、平和祈念展示資料館入館者や特別企画展・地方展示会の催事等において、入場者に対しその意義や必要性を訴え、実物資料の寄贈・寄託について協力を呼びかけた。 この結果、19年度に寄贈された関係資料は、「アメリカから戻ってきた慰問袋」、「上陸時に支給された紙製のチョコッキ」など合計760件となり、年度目標である550件を約38%上回った。なお、催事等ごとの寄贈の内訳は以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1003 1220 1668 1385"> <tr> <td>平和祈念展(銀座会場)関連</td> <td>寄贈資料</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>平和祈念展(長野会場)関連</td> <td>寄贈資料</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>特別企画展(寄贈資料展)関連</td> <td>寄贈資料</td> <td>81件</td> </tr> <tr> <td>展示資料館関連</td> <td>寄贈資料</td> <td>654件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>760件</td> </tr> </table>	平和祈念展(銀座会場)関連	寄贈資料	2件	平和祈念展(長野会場)関連	寄贈資料	23件	特別企画展(寄贈資料展)関連	寄贈資料	81件	展示資料館関連	寄贈資料	654件	合計		760件
平和祈念展(銀座会場)関連	寄贈資料	2件															
平和祈念展(長野会場)関連	寄贈資料	23件															
特別企画展(寄贈資料展)関連	寄贈資料	81件															
展示資料館関連	寄贈資料	654件															
合計		760件															

、引揚者等の労苦に関する資料の収集について、特別企画展・地方展示会の催事等を活用し関係資料の収集への協力を訴えることにより、550件以上収集する。

② 関係資料の範囲拡大、寄託から寄贈への切替え等の要請

② 記録映画フィルム、新聞、書籍等の所在情報の調査を行う。また、寄託者あてに文書等により寄贈への切り替え又は寄託の継続を要請する。

② 法人では、貴重な資料が多数寄贈・寄託がされており、これら資料の適切な管理及び積極的な活用を図るため、これまで、資料を寄託していただいている方全員に対し、資料収集・展示の意義及びその必要性について改めて文書を送付し、寄贈等に向けて協力要請を行った。
19年度は、寄託者49人全員に改めて文書を送付し、その結果、27人の寄贈承諾を得ることができ、4人から寄託期間の延長の了解を得たが、残り18人については回答を貰えず、20年度に再度協力要請を行う予定である。

<p>③ 外国政府等の関係資料の収集</p>	<p>③ 外国の政府等が保有する関係資料の所在調査を行い、可能な関係資料の収集を行う。</p>	<p>③ 平成17年度に設置された「外国資料収集等委員会」の所在調査方針に基づいて実施している関係資料の所在調査については、19年度調査においては、特に写真・映像等資料の所在の有無、所蔵資料の構成・内容の調査を行った。 この結果、ロシア・国立映画・写真公文書館では1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っている場面、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等強制抑留者に関する部分の映像(14分10秒)及び強制労働の写真(20枚)を、ロシア国立軍事公文書館では強制労働や連行の写真(17枚)、サハリンにある収容所の地図(3枚)、スケッチ(1枚)を、ドイツ反ファシスト記念館では強制労働の写真(5枚)を入手候補資料として選定した。 なお、映像等の使用に当たってはロシア側と使用に関する契約を締結する必要があり、これらを次年度に入手することとした。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>8, 580千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>5 名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>A</p>		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中においても、今期、法人では国内のみならず海外においても以下のとおり幅広く資料を収集するための措置を講じており、「目標を十分達成した」と判断できる。</p> <p>①国内における関係資料の収集 資料の収集については、550件以上収集するとの目標に対し、関係団体への要請、資料館入館者等への個別の働きかけ等、これまで法人が継続して実施している措置が有効に機能したことにより、今期は760件と目標を38%と大幅に上回る収集件数を確保することができた。 また、資料の適切な管理及び積極的な活用という観点から、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っているが、資料収集・展示の意義及びその必要性について文書を送付し、再度にわたり寄贈に向けての協力要請を行うなど法人の地道な取り組みにより、今期においては、寄託者49人のうち27人から寄贈への切替えの受諾を得た。</p> <p>② 外国政府等の関係資料の収集 時代の経過とともに、外交上の問題や経年による当時の周辺状況の変化及び資料の散逸等が懸念されるが、関係者の労苦について国民の理解を深めるためには積極的に現存する資料の収集を行うことが必要であり、今後とも、所在調査の実施及び関係資料の収集を期待する。</p>			

「必要性」

資料収集業務は、関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくための重要な業務であり、関係者の高齢化に伴い関係資料が散逸していくことが危惧される状況の中、特に実施する必要性の高い業務である。

「効率性」

法人では、関係団体への依頼や資料館・地方展示会等を活用した資料収集を行っており、これらの措置は低コストで収集点数増に寄与していると認められる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 資料の保管		
<p>① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。 また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p> <p>② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。 また、破損等による被害を防ぐために複製を作成して、展示資料館等における展示に利用する。</p> <p>③ インターネットによる提供等を行えるように、関係資料の電子データ化を計画的に推進し、中期目標の期間中に3万点以上の電子データ化を実施する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管、保管スペースの充実等	<p>(2) 資料の保管</p> <p>① 適切な保管</p> <p>ア カルテの作成 新規で収集される実物資料の全てについて、その種類、由来、提供者等の情報を整理したカルテを作成する。</p> <p>イ 環境の整備 収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。</p> <p>ウ 関係資料の修理等 専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。</p>	<p>①</p> <p>ア 19年度に寄贈された全ての資料(760件)について、その資料の種類、保存状態、経緯、提供者等の情報を記録したカルテを作成した。 これらのカルテを作成することにより、寄贈していただいた関係者が当時置かれた状況やその労苦をよりの確に把握することができ、展示会等の入場者に対して、当時の状況をより具体的に訴えかけられる展示を実施することができる。</p> <p>イ 昨年に引き続き、展示会などで使用するため作成した写真パネル等について整理作業を進めたことにより、良好な保管環境の維持に努め、展示に使う資料の検索等がしやすくなり、展示準備作業、展示会等で使用する際の資料の抽出を容易にしている。</p> <p>ウ 19年度に寄贈された全ての資料(760件)について、その都度現状把握を行い、5段階(A:非常に良好な状態～E:崩れかかっている状態)のランク付け作業を着実に実施した。 この結果、19年度に寄贈された紙資料のうち、保存状態が著しく悪い資料89点を選定し、劣化状況及び修復の必要性について検査を行い、20年度に劣化防止処置及び修復保存処置を行うこととした。</p>

② 関係資料の適切な保存措置、複製の作成等

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管
必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿倉庫に保管する。

イ 劣化防止
希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプスレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

ウ 複製の作成
希少性の高い関係資料について複製を作成し、平和祈念展示資料館等における展示に利用する。

③ 関係資料の電子データ化

③ 新規で収集される関係資料・書籍等のうち8割以上の電子データ化を実施する。

④ 資料管理方法等の検討等

④ これまで収集した現物資料等を資料分類コード等に基づき、効果的、効率的に管理していくための方策を検討・実施する。

②

ア 関係資料は、美術品保管用の定温定湿倉庫(室温20℃、湿度60%)に保管している。このうち紙類、布類、木類、金属類、皮革類の資料については、一括して燻蒸処理を実施し、絵画資料、複製資料とは別に保管している。

また、資料の保存に当たっては、紙類の資料はタウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れた静電気防止素材のコンテナへ、木類、金属類、皮革類等の立体物はタウ紙やビニール袋(空気穴あり)に入れた上静電気防止素材のコンテナへ、軍服等の布類は桐箱へ収納するなど、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮している。

イ 19年度に寄贈された紙資料のうち、保存状態が著しく悪い資料89点を選定し、劣化状況及び修復の必要性について検査を行い、これらについて、20年度に劣化防止処置及び修復保存処置を行うこととした。

ウ 19年度は新たな複製を作成していないが、これまで作成した複製資料を次のとおり活用した。

- 平和祈念展(銀座展) 22点展示
- 平和祈念展(長野展) 64点展示
- 宮崎県平和祈念資料展示室 4点貸出

③ 寄贈により新たに収集した関係資料・書籍については、19年度までにデータ化されていない826点のうち92%の760点をデータベースシステムに入力し、電子データ化を行った。

④ 資料を効果的に管理するため、基金で収集した現物資料(8,841点)の資料分類コード(素案)を作成した。また、基金解散までに資料を移管する必要があることから、20年度以降に検討すべき事項(移管時の資料の仕分、移管の具体的工程)や実施すべき作業内容(資料状態の再把握、未整理資料の整理などの資料棚卸し)について検討し、その素案を取りまとめた。

- 【大分類】
- A: 公的文書類
 - B: 軍装備品類
 - C: 勲章類
 - D: 個人の記録類
 - E: 個人の持ち物
 - F: 金銭・債券類
 - G: その他

当該業務に係る事業経費	15,875千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>①適切な保管 カルテの作成、保管環境の整備、関係資料の修理といった目標に対し、19年度に収集した資料760件全てについてカルテを作成した。 また、体系的な保管を行うとともに、展示会后保存されていた写真パネル等の資料の整理を行うことなどにより、収納スペースの確保や出し入れの利便性の向上に努めている。</p> <p>②適切な保存措置 適切な環境での保存、劣化防止措置、複製の作成といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止のため、新たに寄贈された資料のランク付け作業を行うとともに、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていること、複製資料(二次資料)を展示に活用し、原資料(一次資料)の劣化防止(資料の保存)などを図っていることは評価できる。 なお、引き続き資料の特性に応じ、費用対効果に着目した保管方法の検討を期待する。</p> <p>③電子データ化 新規に収集される関係資料等のうち8割以上を電子データ化するとの目標に対し、今年度は19年度までにデータ化されていない826点のうち92%を入力し、目標を十分達成したと認められる。</p> <p>④資料管理方法等の検討等 資料分類コードを作成するとともに、基金解散後の資料移管等を円滑に行うための準備作業として、資料整理(棚卸し等)方法等の検討作業を進めている。これは、業務を効率的に実施するという面からも重要であることから、今後とも鋭意作業を進めることが望まれる。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 基金解散後の資料移管等を円滑に行うために、収集資料の資料分類コードを作成したことは、本業務を効率的に実施することになる。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面からも重要である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示
■ 中期計画の記載事項	
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間中における入館者数を20万人以上とする。 なお、事務室の移転に伴い、平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。</p> <p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。</p> <p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間中における入場者数を10万人以上とする。</p> <p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>⑥ ホームページによる提供 電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開する。</p> <p>⑦ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>	

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 資料の展示 ① 平和祈念展示資料館	(3) 資料の展示 ① 平和祈念展示資料館 展示内容の充実、 テーマを持った展示 資料の入替え、広報 の実施、説明員によ る団体客への積極対 応、リピーター等に対 するアフターケアの充 実、特別企画展開催 中における臨時開館 など開館日・開館時間 の弾力化等により、入 館者数の目標を4万8 千人以上とする。 なお、事務室の移転 に伴い平和祈念展示 資料館を、より集客効 果の見込めるフロア に移すこととする。	ア 展示内容の充実等 「事務所移転に伴い、集客効果の見込めるフロアに移す」という中期計画に基づき、平成19年9月～10月の2か月間で、平和祈念展示資料館を新宿住友ビル31階から48階のレストラン街へ移転させた。移転階がレストラン街ということもあり、これまでの資料館の天井の高さと比べ50cm低くなったことから、来館者が快適に見学できるよう圧迫感を排除するため天井を黒く塗り、照明器具を事務用蛍光灯からスポットライトに変えるなど工夫をした。また、移転前より展示面積が小さくなったことから、ハンガーウォールの活用などにより壁面展示面積の確保を図るとともに展示ケース等をよりコンパクトなものに変更したことにより、平成19年11月のリニューアル後も展示容量(実物資料231点、グラフィック類199点)、「チャレンジ・クイズ」、「ジオラマ」、「特設展示コーナー」、「ビデオブース」、「体験コーナー」の展示装置等をそのまま移転させた。 さらに、48階の眺望という地の利を活し、「体験コーナー」、「チャレンジ・クイズ」、「休憩コーナー」を窓側に面した空間に配置し、来館者ホスピタリティの向上を図った。 イ 広報の実施 平和祈念展示資料館の周知を図るため、首都圏における電車・バスの交通広告の展開、関係資料館に対するパンフレットの設置及びポスターの掲示依頼等、積極的に資料館の広報を実施した。さらに、地方自治体との実務担当者会議開催時、校内放送番組制作コンクール対象校へのパンフレット及びリーフレットの送付、平和祈念展でのパンフレットの据置及びポスターの掲示等あらゆる機会を捉えてきめ細かな措置を講じた。 また、法人の事業内容、活動現況等の周知を図るため、地方自治体、関係行政機関、関係団体に年報(18年度版2,958部)、事業案内(8,031部)を配布した。 さらに、特別企画展及び平和祈念フォーラム並びに寄贈資料展のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置した。

ウ 団体見学者へ積極的対応

団体見学者3,691人のうち、事前に資料館の説明を希望した団体見学者の37%に当たる1,355人に対し、語り部による案内を行うことにより来館者の理解の促進を図った。

また、昨年度に引き続き、語り部を平日、資料館に常駐させたことで当日急遽説明を希望された来館者、合計107人に対しても案内を行うなど積極的な対応を心がけた。

さらに、ゴールデンウィーク、夏休み期間中の土日など入館者が多数来館が予想される日には、語り部を増員し来館者からの質問などに対応した。

エ アフターケアの充実

19年11月の資料館移転後の再オープンの際には、過去の当基金主催の展示会に入場された者に対し資料館の移転のお知らせを送付した。

オ 開館日・開館時間の弾力化等

当資料館の休館日は通常毎月曜日であるが、特別企画展の開催期間中(平成20年2月19日～3月16日)の月曜日(2月25日、3月3日、10日)は開館日とした。

また、開館時間も平和祈念フォーラムの実施日(平成19年11月10日)には開館時間を延長し、閉館間際に訪れた団体見学者に対しても見学が終了するまで開館時間を延長した。更に、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めた。これらのように、利用者のニーズに合わせた開館日・開館時間を弾力的に運用を行った。

カ 19年度の入館者数は、事務所移転に伴い資料館が9～10月の2か月間休館だったこともあり、35,587人であった。また、仮に過去の9月及び10月の入館者数の平均値(9月3,544人、10月3,095人計6,639人)を用いて入館者を推計しても、入場者数は42,226人で目標48,000人には届かなかった。

しかし、移転後5か月間(平成19年11月～平成20年3月)の入館者数は18,834人と、前年同期比で2,517人(15.4%)の増加となっている。これは、これまでの事務フロアからより集客効果の見込めるレストラン街に移転した効果が現れ始めたことによるものと、特別企画展の開催を平成19年2月19日～3月16日に開催したことによるものと思われる。

② 特別企画展

②特別企画展

平成19年中に寄贈を受けた現物資料等を展示する特別企画展を開催し、入場者の目標を3,300人以上とする。

平成20年2月19日から3月16日までの26日間(2月24日はビル休館日)、平和祈念展示資料館内に特設コーナーを設け、平成19年中に寄贈を受けた資料類を展示する「平成19年度寄贈資料展」を開催した。

資料寄贈点数は684点あるものの、展示スペースの関係上、その全てを展示できないため、寄贈者1人につき最低1点展示した。

また、寄贈者名入りの「展示資料目録」を作成し会場で配布した。19年度は資料館内で開催したことから、吊り式展示パネルを展示壁面として使用するなど、小さいスペースを少しでも有効的かつ効率的に活用できるよう工夫した。

【展示概要】

次の5つのコーナーを設けた。

(1) 兵士の労苦

①陸軍、②海軍

(2) 戦時下の国民生活(銃後)

(3) 強制抑留者の労苦

(4) 海外引揚者の労苦

(5) 図書・手記類コーナー

○入場者数は、交通広告の実施、寄贈者本人に対して直接案内状を送付したこともあり、資料提供者及びその家族を含め4,927人となり、目標(3,300人)に対し49%と大幅に上回ることとなった。

	17	18	19
1回目	3,411人	2,980人	4,927人
開催日数	23日	23日	26日
2回目	3,046人	3,150人	—
開催日数	22日	22日	—

③ 平和祈念展

③平和祈念展

平成19年8月に「平和祈念展(銀座展)」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

平成19年8月15日から21日までの7日間、総務省、東京都の後援を得て、銀座松坂屋催事場で「昭和の証言—戦争体験を風化させないために—」をテーマに、「平和祈念展」を開催した。

【展示概要】

次の5つのコーナーを設け、各コーナーにおいては、時系列に応じた展示ストーリーを構築した。コーナー中にはブースを設け、壁面の色を濃くするなど、展示テーマが明確となるよう工夫を施した上で、当時の資料や証言、絵画、写真を展示した。

(1)導入部:

今次大戦に係る年表(写真入り)及び満州事変から太平洋戦争終結までの戦線の展開状況を分かりやすく把握できる電飾パネルによる展示。

(2)恩給欠格者コーナー:

「兵士の労苦」と題し、入営・出征、中国の戦争、南方の戦場、戦局の悪化の各コーナーを設け、出征に伴う家族との別れ、家族を想った戦地からの手紙、中国大陸や太平洋の戦場での兵士の姿、復員の様子などを紹介。

(3)戦後強制抑留者コーナー:

「戦後強制抑留者の労苦」と題し、ソ連軍の侵攻、強制連行、過酷な労働とラゲリ生活、生と死のはざまの各コーナーを設け、一方的に侵攻したソ連軍との戦闘、終戦に伴う武装解除とシベリアへの強制連行、過酷な環境下での労働と収容所生活、家族への葉書、国内での帰還促進運動の高まり、復員の様子などを紹介。

(4)引揚者コーナー:

「海外からの引揚者の労苦」と題し、混乱のはじまり、自活生活のなかで、引揚げはじまる、なつかしの祖国の各コーナーを設け、満州、北朝鮮、樺太など、終戦後、ソ連軍軍政下に取り残された民間人の混乱の状況や生活の変化、出港地と国内引揚港の混乱した様子などを紹介。

(5) ビデオコーナー:

恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦の実態を、より分かりやすく理解してもらうため、次のビデオを上映した。

- ①「南十字星の下 戦跡に蘇る兵士の労苦」(恩欠)(加藤武氏出演)
- ②「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」(抑留)(石丸謙二郎氏出演)
- ③「悲劇と労苦の地、樺太」(引揚)(目黒祐樹氏出演)
- ④「あなたはこの真実を知っていますか? 戦争・抑留・引揚げ」
(3問題)(三倉茉奈・佳奈氏出演、宝田明氏インタビュー)

このビデオコーナーでは、3日間、午前、午後と戦争体験のない若者向けに「若い世代に語り継ぐ私の戦争体験」というテーマで「トークショー」も実施した。

- ①話し手:長山藍子(引揚体験者、女優)、
聞き手:陣内貴美子(スポーツキャスター)
- ②話し手:松島トモ子(引揚経験者、父親はシベリアに抑留され死亡、女優)、
聞き手:橋本志穂(タレント)
- ③話し手:有馬稲子(引揚経験者、女優)、
聞き手:益子直美(スポーツキャスター)

○平和祈念展の開催に当たっては、交通広告、ポスター、チラシの配布(東京都・埼玉県・神奈川県の中学校・高等学校、公立図書館等約2,900か所)、案内状の送付(約1,500通)、基金HPでの案内、総務省メールマガジンでの案内により周知を実施した。

○なお、開催期間中の入場者数は12,144人となり、目標(11,000人)を約10%上回った。

④ 地方展示会

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会
平成19年9月に「平和祈念展」を長野県長野市において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

ア 平成19年9月21日から30日までの9日間、法人主催の平和祈念展(地方展示会)を、長野県との共催、総務省等の後援により、「語り継ごう！戦争体験の記憶」をテーマに、長野市生涯学習センター大学学習室で開催した。

【展示概要】

次の6つのコーナーを設けるとともに、開催地である長野県のコーナーでは「郷土長野では」を設け、地域の特色を生かした資料を展示することにより、少しでも長野県民に興味関心を持ってもらえるよう工夫した上で、戦時下の資料や証言、絵画、写真を展示した。

(1) 導入部:

今次大戦に係る年表(写真入り)及び満州事変から太平洋戦争終結までの戦線の展開状況を分かりやすく把握できる電飾パネルによる展示。

(2) 恩給欠格者コーナー:

「兵士の労苦」と題し、入営・出征、中国との戦争、アジア・太平洋での戦争、戦局の悪化の各コーナーを設け、出征に伴う家族との別れ、家族を想った戦地からの手紙、中国大陸や各戦場にの兵士の姿、戦況の進展に伴う国内の状況、復員の様子などを紹介。

(3) 戦時下の長野県コーナー:

「郷土長野では」と題し、戦時下の長野をテーマに、郷土部隊の足跡、すべてを戦争に、長野への学童集団疎開、満州への道、長野空襲の各コーナーを設け、当時の長野県下の様子や県民の生活の実態を紹介。

(4) 戦後強制抑留者コーナー:

「戦後強制抑留者の労苦」と題し、ソ連軍の参戦、強制連行、過酷な労働とラーゲリ生活(收容所)、ダモイー生と死と(帰国)の各コーナーを設け、一方的に侵攻したソ連軍との戦闘、終戦に伴う武装解除とシベリアへの強制連行、過酷な環境下での労働と收容所生活、家族への葉書、国内での帰還促進運動の高まり、復員の様子などを紹介。

(5) 引揚者コーナー:

「海外からの引揚者の労苦」と題し、ソ連軍の侵攻ー8月15日を境に、少年たちの記憶ー中国引揚げ漫画家の記憶、引揚げ はじまるの各コーナーを設け、満州、北朝鮮、樺太など、終戦後、ソ連軍政下に取り残された民間人の混乱の状況や生活の変化、子ども時代を中国で暮らした漫画家たちの引揚げまでの体験、出港地と国内引揚港の混乱した様子などを紹介。

(6) ビデオコーナー:

恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦の実態を、より分かりやすく理解してもらうため、基金で制作した次の ビデオを上映した。

(基金制作のビデオ)

- ①「南十字星の下 戦跡に蘇る兵士の労苦」(恩欠)
- ②「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」(抑留)
- ③「悲劇と労苦の地、樺太」(引揚)
- ④「あなたはこの真実を知っていますか？ 戦争・抑留・引揚げ」(3問題)

○広報については、下記のとおり実施			
ポスター・チラシの配布・掲示 (長野市の小中学校、長野県下の高校、公共図書館、博物館等)			460か所
関係団体(長野支部会員)案内状送付			約250通
新聞広告	9月7日	半5段	
	9月14日	半5段	
	9月21日	全5段	
新聞折込チラシ			3000世帯
大型電光掲示板		9月15日~30日	
ラジオ・スポット放送		9月15日~24日	
JR長野駅コンコース懸垂幕掲示			
後援機関取材依頼によるニュース番組、記事掲載			6社(テレビ3社・新聞3社)
会場入り口・生涯学習センターへの呼び込み			随時

○上記のように、多角的に広報を実施したものの、会場の生涯学習センターは設置後日が浅く、施設の周知度が低かったことで、1・2階の商業施設及び生涯学習センター利用者の来場に結びつかず、入場者数は、1,581人と目標5,000人に達しなかった。

イ 委託事業の地方展示会
委託事業により全国10ヶ所以上で開催する。

イ 関係者の労苦に対し地方在住者の理解を深めるため、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会に委託し、総務省、地方公共団体等の後援を得て、地方展示会を13回開催した。これらの開催に当たっては、全国的組織を持ち、それぞれの地域事情を詳細にかつ的確に把握している各関係団体に委託することにより、地域ごと特色のある展示が可能となった。

○(社)元軍人軍属短期在職者協力協会

テーマ:平和祈念展

内 容:恩給欠格者の労苦を物語る写真パネルや実物資料を展示

年度	期 間	日数	場 所	入場人員
19	9月15日(土)~16日(日)	2日	山形県長井市 長井市文化会館	89人
	9月29日(土)~30日(日)	2日	神奈川県大和市 桜丘学習センター	162人
	10月27日(土)~28日(日)	2日	香川県小豆島郡小豆島町 安田公民館	366人
	11月16日(金)~17日(土)	2日	福岡県柳川町 三橋公民館	257人
	11月30日(金)~12月1日(土)	2日	長崎県雲仙市 小浜体育館	355人
	2月16日(土)~17日(日)	2日	愛知県名古屋市 桜華会館	159人
			合計	1,388人

⑤ アンケートの実施

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、過半数を相当上回る者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方を講ずる。

○(財)全国強制抑留者協会

テーマ:シベリア抑留関係展示会

内容:シベリア抑留者が帰国後に当時の体験を描いた絵画、実物資料、引揚船・収容所の模型等を展示

年度	期 間	日数	場 所	入場人員
19	6月19日(火)～24日(日)	6日	茨城県つくば市 つくば美術館	約1,700人
	7月4日(水)～8日(日)	5日	静岡県静岡市 静岡市民文化会館	約2,000人
	7月18日(水)～22日(日)	5日	北海道室蘭市 室蘭市民文化会館	約1,300人
	8月1日(水)～5日(日)	5日	愛知県岡崎市 竜美丘会館	約1,100人
	8月9日(木)～12日(日)	4日	愛媛県新居浜市 新居浜市立郷土美術館	約1,500人
	10月17日(水)～21日(日)	5日	愛知県一宮市 一宮市スポーツ文化センター	約1,500人
	10月31日(水)～11月4日(日)	5日	愛知県田原市 田原市総合体育館	約1,800人
			合計	約10,900人

ア 平和祈念展示資料館

平和祈念展示資料館入館者総数の5%に当たる1,823人からアンケートを徴し、半数を大きく上回る8割以上の方から満足した旨の回答を得た。

また、アンケートに寄せられた要望のうち、説明員の充実に対する要望については、18年7月から「語り部」を平日常駐させることにより、突然の説明希望があった場合でも適切に対応できるようにした。また、19年11月から土日等休日においても同様に対応できるよう「語り部」を1名育成し、入館者の要望に対応した。

イ 特別企画展

入場者総数の6%にあたる312人からアンケートを徴し、回答者の87%の方から満足した旨の回答を得た。具体的には、「貴重な原資料による戦中、戦後の国民の悲惨な様子に改めて胸を打たれた」、「テレビではときどき見るが、実物のいろんなものを見て、大変だったことがよくわかった」等の感想が寄せられた。

⑥ ホームページによる提供

⑦ 関係資料の貸出し

⑥ ホームページによる提供
電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、引き続き基準・内容・規模等を検討する。

⑦ 関係資料の貸出し
関係資料館を始め、基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案の上、関係資料の貸出しを積極的に行う。

ウ 平和祈念展(銀座展)

入場者総数の5%にあたる648人からアンケートを徴し、回答者の約9割近くの方から満足した旨の回答を得た。また、87%の方から展示が分かりやすい旨の回答を得た。具体的には、「写真が多くわかりやすかった。子供の写真や親子の写真に解説がありよかった」、「こうして戦争について知ることからはじまりますね。今回のような展示がとても大切に思います。ありがとうございました」等の感想が寄せられた。

エ 地方展示会(長野展)

入場者総数の40%にあたる637人からアンケートを徴し、回答者の約9割の方から満足した旨の回答を得た。また、89%の方から展示が分かりやすい旨の回答を得た。具体的には、「写真や実物の展示があり、当時の様子がイメージしやすかった」、「家族からの手紙や千人針など、実物が展示されてあったので、学校で習うのとは全然違った。リアルで泣きそうになった」等の感想が寄せられた。

電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、著作権者からホームページでの公開に関する承諾を得た上で、閲覧できる方向で検討を進めた結果、20年度にも、調査研究に携わった関係団体を通じて執筆者の承諾を得ることとした。

地方公共団体等から法人所蔵資料の借用申出があり、展示会等の趣旨、内容等を勘案の上、以下のとおり総計190点の法人保有資料の貸出しを行った。

貸出先	行事名	貸出資料	貸出点数	行事期間	入場者数
宮崎県	平和祈念資料展示室	資料	4点	平成19年4月1日～平成20年3月31日	1,533人
延岡市	平和祈念資料展	写真パネルほか	95点	平成19年6月16日～7月8日	42,633人
宮崎県	平和祈念資料展示室巡回展	写真パネル	78点	平成19年8月24日～9月2日	1,471人
社日本戦災遺族会	戦災と平和展	写真パネル	13点	平成19年11月8日～12日	1,021人
合計			190点		46,658人

当該業務に係る事業経費	42,429千円 当該業務に従事する職員数	7名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B	
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>今期法人では、関係者の労苦をより国民に理解してもらうための諸措置をとっており、「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>①平和祈念展示資料館</p> <p>ア 資料館を集客効果の見込めるフロアに移し、リニューアルした資料館を来館者を考慮した施設としたこと、展示ボリューム、展示機能を損なうことなく資料館を移転させ、かつ、来館者ホスピタリティーの向上を図ったことは、特に評価できる。</p> <p>イ 「語り部」の配置を増やし、当時の状況などを直接聴かせること等により多くの来館者に感銘をもたらす工夫と努力を行っている点が評価できる。</p> <p>ウ 団体見学に対し、20年度以降の来館依頼を行ったり、資料館移転後再オープンの際に案内状を送付している。</p> <p>エ 平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館時間の延長や臨時開館を実施するなど、利用者のニーズに合わせた弾力的運用を行っている。</p> <p>オ 入館者数については、年度目標である4万8千人を約26%下回る35,587人とどまったが、移転により2か月間資料館を臨時閉館せざるを得なかった事情を考慮すると、やむを得ぬ点もある。移転後は入場者が増えており、今後の増員を期待したい。</p> <p>②特別企画展</p> <p>入場者数が4,927人と目標(3,300人)を49%も上回った点、吊り式展示パネルを展示壁面として使用するなど、小さいスペースを少しでも有効活用できるよう工夫した点が評価できる。</p> <p>③平和祈念展</p> <p>入場者数11,000人以上という目標に対し、今回の祈念展においては、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいよう実体験を持つ引揚者によるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置したことにより、今回の実績は12,144人と、目標を約1割上回っており、大いに評価できる。</p> <p>④地方展示会</p> <p>法人主催の「平和祈念展」入場者数5,000人以上という目標に対し、地方公共団体等の共催・後援を得て、また、マスコミ等の協力を得ながら展示会を行ったが、実績は約1,580人と目標を下回ったことは残念である。しかし、委託事業については、「地方展示会」開催10ヶ所以上という今期目標に対し、実績は13ヶ所と目標を上回っていることは評価できる。</p> <p>⑤アンケートの実施</p> <p>資料館の入館者及び特別企画展等の入場者等に対するアンケートについては、回収した過半数の者から満足した旨の回答を得るとの目標を掲げていたが、資料館では8割以上、展示会(特別企画展、平和祈念展、地方展示会)では9割以上から満足した旨の回答を得たことは、関係者の労苦について理解と感銘をもたらしているものと認められ、特に評価できる。</p> <p>引き続きアンケート等の結果を基に展示内容等の充実に役立てていく必要がある。</p>		

⑥ホームページによる提供

今期においては、電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するための諸課題を内部において検討した。引き続き検討を深め、関係資料の公開に向けて諸課題を解決し、情報提供の充実を図っていくことが望まれる。

⑦関係資料の貸し出し

地方公共団体等による展示会の開催に当たり、その趣旨にあわせ総計約190点の法人保有資料を貸し出すことにより、法人が保有する資料の利用効率が上がるとともに各団体においても、展示会の充実に資することができた。

このように法人が保有している資料等をより多くの人々に見てもらふことは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために有効な手段であると評価できる。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。

「効率性」

企画立案段階から、アンケートの活用、地方公共団体の活用、平和祈念フォーラムと特別企画展の広報の一体化などにより、効率的な資料館展示や各種催しを実施していく必要がある。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 労苦の実態把握 関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握する。当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、その実態を明らかにする。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 労苦の実態把握	(1) 労苦の実態把握 関係団体に対し、体験者の労苦を手記又は聞き取りによってとりまとめるための調査(以下「労苦調査」という。)の委託を行う。また、上記調査により集められた手記等について当時の文献、公的資料との比較により、そのとりまとめを行う。	関係団体に対し、体験者それぞれの労苦について手記または聞き取りによる労苦採録の委託を行い、地方組織を有する団体の地域的ネットワークを活用して事業の効率化を図った。体験者の高齢化の進展により調査対象である採録対象者が減少している中、平成19年度1年間で恩給欠格者から75件(手記20件、聞き取り55件)、戦後強制抑留者から43件(手記20件、聞き取り23件)、引揚者から25件(手記25件)採録した。 この手記等については、戦史叢書、陸海軍辞典、地名・人名辞典のほか各種歴史書籍等との照合を行い、かつ必要な場合には、当該体験者に照会するなどの方法により、史実との整合性、客観性の担保等に努め、平成20年度中に『平和の礎18』として刊行予定である。 また、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、いわゆる恩給欠格者の労苦の実態を把握するため、図書・文献についての調査、戦域・作戦・部隊ごとの証言の収集、専門家意見の聴取及びその取りまとめを行った。 その結果、15件の証言を得、231件の体験記等の関係図書・文献について把握し、「平成19年度恩給欠格者の労苦の実態に関する調査研究報告書」を取りまとめることができた。	
当該業務に係る事業経費	55,836千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、年々関係者の高齢化が進展しており、関係者の手記による労苦の採録が困難になりつつある中、今期採録件数が143件も確保した点は評価できる。 また、手記以外の採録方法として、聞き取りによる調査を行っているが、これは、高齢化に対応した方策であり、年月の経過により風化し、本人の記憶も薄れていく中で、関係者の労苦の幅広い実情把握にとって意義が深いと認められ、「目標を十分達成」として評価できる。			

「必要性」

労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。

特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものと考ええる。

「効率性」

地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、地方組織を有する関係団体に委託して手記又は聞き取り調査を実施することが効率的な手法と認められる。

「有効性」

関係者の労苦の実態について直接体験者本人又はご遺族から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調査

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 外国調査の実施 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集を計画的に実施する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 外国調査の実施	(2) 外国調査の実施 ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等からの資料収集のための資料所在調査を引き続き実施し、特にカザフスタン共和国における強制抑留の状況について取りまとめを行う。	<p>労苦の実態を多面的に明らかにするため、19年度のロシア連邦での資料所在調査は、平成20年3月23日から28日の日程でロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館で実施した。</p> <p>その結果、1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っている、抑留者の武装解除、隊列の行進、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像資料(1本)、収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料(42枚)、サハリンにある収容所の地図(3枚)、スケッチ(1枚)を確認した。</p> <p>一方、18年度の法人の理事長が自ら実施した現地調査を踏まえ、カザフスタン共和国の労苦に関する資料の所在調査は、ドイツ人、イタリア人捕虜の治療を行った第1054特別病院で日本人も収容されていた事実が明らかになったため調査を実施したが、カザフスタン共和国での強制抑留の労苦の実態を明らかにする資料は見つからなかった。</p>	
当該業務に係る事業経費	5,808千円	当該業務に従事する職員数	5名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 戦後強制抑留の実態を示す重要な資料である戦後強制抑留に係る映像資料と写真資料等もあわせて所在確認ができたことは、大きな成果であり、「目標を十分達成」と判断できる。			

「必要性」

外国調査の実施業務は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、戦争体験の労苦の実態を明らかにするためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が必要である。

戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにするためには、旧ソ連、特にロシア連邦等が保有する関係資料の収集・分析が重要であるが、資料の散逸化も予想されることから、できる限り早期に関係資料を収集することが求められる。

「効率性」

次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を入手することは、広く国民に対し周知する目的においても、効率的な施策であると認められる。

「有効性」

戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集と分析が不可欠であり、有効な手段である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 記録の作成・頒布		
<p>① 総合データベースの構築 総合データベースシステムを構築して、調査研究の成果等の整理・電子データ化を推進し、中期目標の期間中に2万件以上の登録を行う。</p> <p>② ホームページによる提供 総合データベースシステムをホームページにもリンクさせ、外部から閲覧できるようにし、関係者の労苦に対する理解の促進と関心の喚起等を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版し、そのダイジェスト版等も作成する。 また、関係者の証言等を編集した音声・映像による記録の作成を推進する。</p> <p>④ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 記録の作成・頒布	(1) 記録の作成・頒布	
① 総合データベースの構築	① 総合データベースの構築 収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を実施する。	① 収集した資料の所在確認ができた戦後強制抑留者関係資料の資料目録等4,744件のデータの電子化・取り込みを18年度中にほぼ終了したため、19年度は、『平和の礎』(第18巻)について作業を行い、電子データ化及び総合データベースシステムへの取り込みを完了した。
② ホームページによる提供	② ホームページによる提供 「平和の礎」のダイジェスト版等のホームページでの閲覧公開等について、引き続き検討する。	② 著作権者からホームページでの公開に関する承諾を得た上で、閲覧できる方向で検討を進めた結果、20年度にも、調査研究に携わった関係団体を通じて執筆者の承諾を得ることとした。

③ 調査研究の成果の出版等

④ 出版物の活用

③ 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。

また、体験者証言ビデオを作成するとともに、「平和の礎」の新たなダイジェスト版の編集を検討する。

④ 出版物の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。個々の入館者が手にとって閲覧することが困難なビデオ映像については、常時平和祈念展示資料館において上映し、不特定多数の入館者が視聴可能となる方策を講ずるとともに、校外学習で訪れる小中高校生の団体等に対し積極的に上映し活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。

③ 18年度に作成した『「平和の礎」選集3』を、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。また、全国の国公立図書館等(2,320か所)にも頒布した。

シベリアの抑留の実態を世界に発信するため、戦後強制抑留史の英語版を20年度出版に向けて作成作業に着手した。

体験者証言ビデオは、これまで当法人の啓発ビデオとして作成して来たところであるが、19年度は、「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の優秀作品のビデオを「啓発用ビデオ」とすることから、19年度は、体験者証言ビデオの作成を取り止めた。

④ 平和祈念展示資料館の図書コーナーでは、当法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。

隣接する証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置している。また、啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。

また、19年度作成した『「平和の礎」選集3』及び18年度に作成した『遙かなる紅い夕陽』については、希望する来館者(『「平和の礎」選集3』2,000部)に贈呈するとともに、フォーラム・展示会(『「平和の礎」選集3』1,900部)において配布した。

これまで、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布したが、それに対するフォローアップをするまでには至っていない。

	また、平成16年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、翻訳作業を引き続き行い、関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。		
当該業務に係る事業経費	11,119千円	当該業務に従事する職員数	7名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	B		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、年度計画の「目標を概ね達成した」と認められる。</p> <p>①総合データベースの構築 収集資料4,500件を超えるデータ登録を行うとの目標に対し、18年度中にほぼ作業を終了したため、19年度は「平和の礎」(18巻)のデータベースシステムへの取り込みを完了した。</p> <p>②ホームページによる提供 ホームページでの閲覧公開に向けて検討していることは、ある程度評価できる。</p> <p>③調査研究の成果の出版等 『「平和の礎」選集3』の頒布等を実施したことは、ある程度評価できる。</p> <p>④出版物等の活用 『平和の礎』等の出版物を展示資料館において閲覧に供するとともに、フォーラム、展示会での配布、証言コーナーやビデオコーナーで活用していることは、評価できる。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。</p> <p>「効率性」 法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。</p> <p>「有効性」 国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方で身近に展示資料等のない者にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、各事業年度において平均5回以上開催する。 ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、全国各地で各事業年度において平均15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。 ③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催	(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを北海道札幌市で開催する。新宿住友ビル内ホールにおいて同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは400人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。	ア 北海道札幌市において「平和祈念フォーラム2007－戦争体験の労苦、平和への想いを次の世代へ語り継ぐ－」と題したフォーラムを総務省、北海道教育委員会、北海道新聞社等の後援を得て、平成19年7月14日に実施した。 ○平和祈念フォーラム ・第1部「戦争体験者から若者へのメッセージ」 出演者 宝田明氏(俳優・引揚体験者) 「第3回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」入賞校代表者 コーディネーター 佐藤のりゆき氏(キャスター) ・第2部「語り合う戦争体験の労苦」 出演者 宝田明氏(俳優・引揚体験者) 西木正明氏(作家) 猪熊得郎氏(抑留体験者) 解説者 田久保忠衛氏(杏林大学客員教授) コーディネーター 佐藤のりゆき氏(キャスター) ○本フォーラムでは、引揚げ体験や強制抑留体験を有する著名人等の体験談に加え、有識者による当時の内外情勢等背景事情の分かりやすい解説、「第3回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」(基金主催)入賞作品上映(3作品)、映像によって伝える労苦体験、労苦体験集の朗読等多様な構成とし、戦争体験のない若い世代やこれら の問題についてあまり予備知識のない入場者にも理解を深めてもらいやすくする配慮を行った。

特に、出演者には、引揚げを体験した俳優、ミュージカル「異国の丘」の原作者など著名人等を起用するなどして、国民の関心を引くための工夫を施し、さらに当該労苦体験が生起するに至った背景事情等を有識者が分かりやすく解説するなど、これらのことを知らない方々の理解を助け、深める構成上の工夫を行った。

入賞作品上映後、入賞校のうち開催地北海道在校の2校から、作品を制作した生徒の皆さんに登場いただき、制作秘話などのお話を伺うことにより、若い世代にも身近な問題として考える契機を提供した。

また、手話通訳を導入し耳が不自由な方への配慮を行ったり、車いす使用者の方には車いす対応移動席に案内するなどの配慮を行った。

○開催に当たっては、HOKKAIDOイベントガイドHP情報掲載、基金HPでの案内、新聞広告(6/8、記事下半5段)、交通広告(6/11-13)、佐藤のりゆきHP情報掲載(フォーラム出演者)、「のりゆきのトークDE北海道」イベント告知(北海道文化放送)、新聞イベント告知(6/20、7/4、7/5、パブリシティ枠)、ポスター・チラシの配布(北海道内の小中高校等教育機関、公共施設等約1,600か所)、関係団体の北海道支部会員等に対する案内状の送付(約250通)、新聞折込広告(7/12、約10万世帯)を実施したが、入場者数は約260人と目標400人を下回った。これは、開催日が連休初日(翌日は日曜日、翌月曜日は海の日)に当たっていたこともあり、入場者数が伸び悩んだものと思われる。

○入場者総数の50%にあたる132人からアンケートを徴し、回答者の約9割の方から「内容が豊富であった」、「体験者の労苦がリアルであった」など満足した旨の回答を得た。

また、参加理由としては、「戦争時代や平和について関心があった」が54%、「出演者に興味を引かれた」が37%となっている。

イ また、東京新宿の新宿住友ビル内ホールにおいて、平和祈念フォーラム2007を第1部「現代の若者が考える平和と体験者が語る戦争体験の労苦」、第2部「次世代へ語り継ぐ、平和への想い」の2部構成で、平成19年11月10日に実施した。

○平和祈念フォーラム2007

総合司会 生島ヒロシ氏(キャスター)

・第1部 「現代の若者が考える平和と体験者が語る戦争体験の労苦」

出演 有馬稲子氏(女優、引揚体験者)

第2回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール優秀賞受賞校

【神奈川県立座間高校生(現:大学生2名)】

第3回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール優秀賞受賞校

【ときわの森三愛高校生(現:大学生2名)】

【神奈川県立横須賀高校生2名)】

② 戦争体験の労苦を語り
継ぐ集いの開催

② 戦争体験の労苦を語り
継ぐ集いの開催
「戦争体験の労苦を
語り継ぐ集い」を関係
団体への委託により、
15回以上開催する。
開催に当たっては地
方展示会との有機的
連携を図る。

・第2部「次世代へ語り継ぐ、平和への想い」

出演 有馬稲子

田久保忠衛氏(杏林大学客員教授)

猪熊得郎(抑留経験者)

○開催に当たっては、ホームページの応募フォームより募集したほか、首都圏のJR、東京メトロ等に車額交通広告(10月20日～)、新聞広告(読売新聞 朝刊 首都圏 半5段)、首都圏の学校等へのポスター及びチラシの配布、平和祈念展示資料館における応募受付、報道機関への情報提供など事前の広報、当日参加の呼びかけなどを実施したが、当日の天候が朝から雨が降っており、入場者数の目標300人を下回る244人であった。

○入場者数の28%にあたる68人からアンケートを徴し、第1部「現代の若者が考える平和と体験者が語る戦争体験の労苦」及び第2部「次世代へ語り継ぐ、平和への想い」の印象については、回答者の85%の方から「よかった」との回答を得た。

② 地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、以下のとおり21か所で23回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。また、このうち11回は、法人所蔵資料や地元の関係団体会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。

委 託 先	開 催 日	開 催 場 所	参加人員
社)元軍人軍属短期在職者協力協会	平成19年9月15日(土)	山形県長井市 長井市文化会館	55
	平成19年9月29日(土)	神奈川県大和市 桜丘学習センター	101
	平成19年10月27日(土)	愛媛県小豆島郡小豆島町 安田公民館	217
	平成19年11月16日(金)	福岡県柳川町 三橋公民館	145
	平成19年11月30日(金)	長崎県雲仙市 小浜体育館	220
	平成20年2月16日(土)	愛知県名古屋 桜華会館	117
財)全国強制抑留者協会	平成19年5月28日(月)、6月11日(月)	静岡県富士宮市 富士宮東高等学校	約90
	平成19年6月23日(土)	茨城県つくば市 つくば美術館	約130
	平成19年7月8日(日)	静岡県静岡市 静岡市市民文化会館	約100
	平成19年7月8日(日)	石川県鶴来町 レッツホールつるぎ	約150
	平成19年8月5日(日)	愛知県岡崎市 竜美丘会館	約200
	平成19年8月11日(土)	愛知県新居浜市 新居浜市消防本部講堂	約120
	平成19年9月18日(火)、9月21日(金)	静岡県富士市 富士市青葉台小学校	約200
	平成19年10月21日(金)	愛知県一宮市 一宮市スポーツ文化センター	約220
	平成19年10月28日(金)	三重県津市 アストプラザホール	約200
	平成19年10月31日(水)	愛知県田原市 田原市文化会館	約180
	平成19年11月6日(火)	北海道札幌市 札幌市立中の島小学校	約100
	平成19年11月7日(水)	鳥取県鳥取市 鳥取市総合福祉センター さざんか会館	約50
	平成19年11月14日(水)	北海道札幌市 札幌市立前田小学校	約60
平成19年11月21日(水)	北海道札幌市 札幌市立南白石小学校	約80	
社)引揚者団体全国連合会	平成19年10月14日(日)	岩手県遠野市 あえりあ遠野	88

<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p>	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。</p>	<p>③ 高校生を対象とする戦争体験の労苦をテーマにした校内放送番組制作コンクールを「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の呼称で行っており、平成19年度に実施した第4回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するとともに関係教師へのコンクール告知FAXの送信、コンクール、コンテスト専門誌への募集広告、協力媒体での募集告知など参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から24の高校(前年比3校増)が参加し30作品(前年比6作品増)の提出を得た。</p> <p>今年度は、提出された30作品について、基金における第1次審査で12作品を選定し、映像制作の専門家や体験者等を交えた審査委員会による第2次審査においては、最優秀賞1校、優秀賞2校を決定した。これを受けて平成20年2月10日、新宿NSビルにおいて表彰式を実施した。表彰式にはコンクール参加校の高校生を含め120名以上の来場者を得て、全作品のダイジェスト版を上映するとともに、入賞作品のビデオを全編上映した。なお、今回の表彰式には、ゲストとして引揚げの体験者であり旧ソ連に抑留中に死亡した父親をもつ松島トモ子氏を招き、ご自身の体験談等のお話を伺った。この本表彰式の様子については、平成20年2月24日CSのテレビ局である日経CNBCにて放送された。</p> <p>さらに、北海道札幌藻岩高校、北海道札幌北高校及び神奈川県横須賀高校のコンクール上位3校の映像作品については、平和祈念展示資料館のビデオシアターにおいて上映するなど多角的な活用を図っている。</p> <p>なお、19年度に実施した第4回高校生によるビデオ制作コンクールの中から選ばれた優秀作品3点をDVDとして700枚を作成した。このDVDは、次年度に主要な図書館等に配布する予定である。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>80,188千円(P)</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>7名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>B</p>		

■ 評価結果の説明

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を概ね達成」と認められる。

① 講演会等の開催

札幌市及び法人所在ビル内ホールにおいて講演会等を2回実施したが、入場者数は合計で504人で年度計画(1,000人以上)の50%にとどまったことは、開催する場所、開催時期等について今後の検討課題である。

また、入場者に対して実施したアンケートにおいて、北海道札幌市のフォーラムでは約9割、新宿住友ビル内におけるフォーラムでは9割近くの方から、平和のありがたさを感じた等内容がよかった旨の回答を得たことは、評価できる。

取り分け、「第3回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」(基金主催)入賞作品上映(3作品)後、入賞校のうち開催地北海道在校の2校から、作品を制作した生徒の皆さんに登場いただき、制作秘話などのお話を伺うことにより若者層にも馴染みやすくしたこと、著名人を起用したこと、体験談により説得力を持たせたこと、有識者による平易な背景解説をしたことなど、来場者に理解と感銘をもたらす上で様々な工夫をしている点も大いに評価できる。また、手話通訳の導入、耳の不自由な方や車椅子使用の方には車いす対応移動席に配席するなどの配慮をした点も評価できる。

② 労苦を語り継ぐ集いの開催

今期15回以上開催するとの目標に対し、23回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

③ 校内放送番組制作コンクールの開催

「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」の参加呼びかけをこれまでの関東圏から日本全国へ広げたことは、関係者の労苦を次世代に継承していく上で有効であると大いに評価できる。また、表彰式を特別企画展の開催に合わせて実施して事業の連携を図ったこと、高校生が制作したビデオのうち、上位3校の作品を資料館で上映するなど、事業の効果的な展開を図っている点も評価できる。

また、ビデオ制作募集範囲を全国に広げたことにより参加校が大幅に増え法人の行っている業務についての理解が広がったこと、第1回コンクールから継続して参加している高校があるなど、ビデオコンクールを開催することにより全国的に「広がり」と「継続」を見つつあることも大いに評価できる。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

講演会(フォーラム)については、資料館所在ビル内のホール施設を用いて実施することにより、同資料館との有機的連携を図り、多角的・多層的理解のための工夫を行っている。

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な解説に加え、歌・音楽、映像、朗読劇等を用いるなどの工夫を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、「語り部」を育成して、平和祈念展示資料館に配置する。 また、教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 語り部の育成	(3) 語り部の育成 関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成し、平和祈念展示資料館に配置するとともに、東京近郊の学校に派遣し、公開授業日など親子がお互いに理解を深める機会を積極的に活用する。	<p>ア 語り部の育成 19年度は、「語り部」1名を育成し、同者を土日等の平和祈念展示資料館専属に委嘱したことにより、「語り部」の体制をより一層強化した。</p> <p>イ 資料館配置 ゴールデンウィークや夏休み期間中は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館に配置(延29人)し、多くの入館者に積極的に語りかけることにより、理解と感銘を与える工夫と努力を行った。 また、「語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる体制を整えている。この結果、「語り部」の配置は、予約を含め延68人となった。</p> <p>ウ 学校派遣 東京近郊の小学校の要請を受けて「語り部」を派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。前年度は、12小学校の学童延べ31クラス、約1,080人に対し実施したが、本年度においては昨年以上の要請があり、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の14小学校(前年度比2校増)の学童延べ35クラス(前年度比4クラス増)、約1,120人(前年度比40人増)に対し、世界地図を用いて具体的な場所を指しながら、本人の当時の経験を紙芝居にするなど子どもたちにわかりやすくする工夫をしながら、直接語りかけ質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応した。その結果、児童から感謝を込めた感想文が送られてきた。 さらに、東京都豊島区立要小学校において親も参加できる学校公開授業日に「語り部」を派遣し、親と子が共に学ぶことにより世代間相互で関係者の労苦について理解を深める機会を提供することができ、法人の育成した「語り部」をより有効に活用することができた。親子が労苦の理解を共有することにより学校のみならず、家庭や地域においても労苦を語り継ぐ契機となった。</p>	
当該業務に係る事業経費	6,814千円	当該業務に従事する職員数	4名

<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>A</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>「語り部」を引き続き育成するとともに、積極的活用を図るとの目標に対し、19年度は「語り部」1名育成し、労苦を語り継ぐ体制を強化することができた。また、来館者の多い期間を中心に配置(延29人)して、入館者に直接体験談を語りかけるなど積極的な活用が図られている。また、昨年度に引き続き、「総合語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで訪れた来館者に対しても、説明を希望した場合に迅速かつ的確に対応できる体制を維持することができ、延68人配置している。</p> <p>さらに、「語り部」を小学校に派遣した実績は、14小学校(前年比2校増)、学童延べ35クラス(前年比4クラス増)、約1,120人(前年比40人増)となっている。また、一部の小学校においては学校公開授業日に語り部を派遣することにより、親と生徒が共に学ぶ場を提供し、関係者の労苦を世代間を超えて理解できるよう工夫した。親の世代であっても戦争体験やその記憶もない現在、親と子に直接体験を語りかけ、その理解と感銘を与えるこれらの取り組みは、関係者の労苦等について国民の理解を深め後世に継承していく上で有効なものであり、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>「語り部」の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。</p> <p>「効率性」</p> <p>「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。</p> <p>また、「語り部」委嘱に際しては、原則としてボランティアとして費用節約に努めている点も効率的な運営と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>単に資料を展示するだけでなく、「語り部」がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(4) 催し等への助成	(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。	<p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)に対し助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「シベリア抑留関係中央慰霊祭」 平成19年10月24日、東京都千代田区の九段会館で開催(参加者約850人) ・「地方慰霊祭」 北海道、岩手県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県、鳥取県、岡山県、愛媛県、熊本県の全国18か所で開催(参加者約2,150人) ・「シベリア慰霊訪問」 沿海地方、コムソモリスク、チタ、イルクーツク、カザフスタン、ウズベクスタン、クラスノヤルスク、テルマの8地域に8班が、平成19年8月に訪問(参加者85人) <p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対して助成を行った。これは、戦後強制抑留者、その遺族及び戦後強制抑留中に死亡された方の遺族に対し慰藉の念を示すとともに、強制抑留の原因や実態を正しく伝え、強制抑留について啓蒙するために日本及びロシアで実施されたものである。東京におけるシンポジウムでは、関係団体の関係者、ロシア相互理解協会会長等、関係2省庁の担当官も出席し、シンポジウム形式で活発な意見交換が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「抑留問題 日・露シンポジウム①」 平成19年9月11日、ロシア・モスクワ市マリオネットロイヤルホテルで開催(参加者12人)。 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏ら4名が、ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、世界経済・国際関係研究所日本センター長ラムゼス氏ら8名が出席し、抑留問題について活発な意見交換が行われた。 ・「抑留問題 日・露シンポジウム②」 平成19年10月24日、九段会館で開催(参加者33人) ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、ロシア国会露日交流議員連盟事務局長カザコフ氏ら7名が、日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏、常務理事井上万吉氏をはじめ、総務省、外務省の関係担当官及び法人職員など26名の出席のもとに、抑留問題について、活発な意見交換が行われた。

当該業務に係る事業経費	49,776千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施、関係者の高齢化が進む中、8地域8班計85名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ45人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。</p> <p>「有効性」 全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 書状等の贈呈事業の実施 以下に掲げる書状等の贈呈事業は、平成19年3月31日までの申請受付をもって終了する。</p> <p>① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈 ア 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準にしたがい、恩給欠格者に対し、以下のいずれかのセットを贈呈する。 （ア）内閣総理大臣名の書状 （イ）内閣総理大臣名の書状及び銀杯 （ウ）内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品 イ 恩給欠格者として書状等の贈呈の対象となり得た者で死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p> <p>② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する書状の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
(1) 書状等の贈呈事業の実施	(1) 書状等の贈呈事業の実施 平成19年3月31日をもって申請の受付を終了した書状等の贈呈事業を着実に実施する。	平成19年3月31日をもって申請受付を終了した書状等贈呈事業を、次のとおり着実に実施した。

① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈

① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈

ア-1 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品を贈呈する。

ア-2 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が3年未満の者のうち、実在職年が1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

ア-3 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験は有しないが、実在職年1年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する

イ ア-1からア-3の対象となり得た者で、死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

① 平成19年度における恩給欠格者に対する書状等の贈呈件数は 4,935件、対前年度比は 137.0%であった。
(平成16年度 6,008件、平成17年度 4,204件、平成18年度 3,602件)

・ 左記「達成目標」欄記載のア-1の条件の恩給欠格者に対する書状及び銀杯の贈呈件数は2,311件であった。

また、慰労の品の贈呈件数は 2,254件であった。

(書状及び銀杯の贈呈件数は、平成16年度 3,359件、平成17年度 2,130件、平成18年度 1,846件)

(慰労の品の贈呈件数は、平成16年度 4,005件、平成17年度 3,105件、平成18年度 2,196件)

・ 同ア-2の条件の恩給欠格者に対する書状及び銀杯の贈呈件数は 229件であった。

(書状及び銀杯の贈呈件数は、平成16年度 358件、平成17年度 256件、平成18年度 181件)

・ 同ア-3の条件の恩給欠格者に対する書状の贈呈件数は 1,392件であった。

(書状の贈呈件数は、平成16年度 1,546件、平成17年度 1,168件、平成18年度 1,001件)

・ 同イの条件の恩給欠格者の遺族に対する書状の贈呈件数は1,003件であった。

(書状の贈呈件数は、平成16年度 745件、平成17年度 650件、平成18年度 574件)

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

② 平成19年度における戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状及び銀杯の贈呈件数は62件、対前年度比は14.4%であった。
(平成16年度 511件、平成17年度 461件、平成18年度 431件)

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

③ 引揚者に対する書状の贈呈

③ 引揚者に対する書状の贈呈

③ 平成19年度における引揚者に対する書状の贈呈件数は 2,318件、対前年度比は192.0%であった。
(平成16年度 2,199件、平成17年度 1,609件、平成18年度 1,207件)

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

		<p>平成19年3月31日をもって申請の受付を終了したことに伴い、駆け込みによる申請が増加したが、法人が都道府県・厚生労働省等に照会して軍歴確認調査を行う等迅速な事務処理を行った。</p> <p>書状等贈呈事業のスムーズな実施に当たっては、請求内容を磁気データ化し、請求時点における重複の確認、恩給欠格者に係る都道府県・厚生労働省への軍歴確認調査の振り分け、引揚者に係る交付金受給調査等の振り分け、書状等の発送に関する電算処理等を行って省力化を図っている。</p> <p>また、請求者のデータを照会するシステムを構築し、請求後の進捗状況の問い合わせに対して迅速・的確な回答を可能としている。</p>	
当該業務に係る事業経費	193,285千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>書状等の贈呈にあたっては、平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了したことから、受付終了間際の申請が増加したが、戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進む中で、軍歴確認等当時の記録の精査が、年々困難となったものの、今期の贈呈件数は7,336件と、平成18年度に比べ40%増加した。</p> <p>法人では早急に都道府県・厚生労働省等に照会して軍歴確認調査を行ったことから、贈呈件数は前年度より増加したものであり、迅速かつ適正な処理を行っている法人の幅広い努力を評価し、「目標を十分達成」したと判断できる。</p> <p>なお、未処理の請求案件については、その着実な処理を求めたい。</p> <p>「必要性」</p> <p>書状等贈呈事業は、平成19年3月31日をもって申請の受付を終了したものであるが、未処理案件については、対象となる個々の関係者に対し、戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>対象者が高齢化していることに配慮し、法人からの都道府県、厚生労働省等への照会及び回答も迅速化するなど、効率性を配慮した業務運営と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によっても、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」「私自身の青春も無駄でなかった。」「両親の仏前に供えた。」などの感想が寄せられており、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められたものであり、平成19年3月31日に受付を終了する前に申請された案件を迅速かつ適正に処理することは、その本旨に沿ったものである。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業	
■ 中期計画の記載事項		
(2) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、認定困難案件を含め、審査期間を6ヵ月以内とし、当該期間内に処理を終えるものの割合を95%以上とする。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 標準期間の設定	(2) 標準期間の設定 審査期間6ヵ月以内に処理を終えるものの割合を97%以上とするとともに、軍歴の事実確認が困難な案件である、いわゆる認定困難案件について、未認定者の傾向を把握し、認定困難案件の処理の促進が図れるよう、引き続き基礎データの把握に努める。	(1) 恩給欠格者に対する書状等贈呈事業においては、平成20年3月末現在における平成19年4月から9月までの各月の標準審査期間内での処理率はその処理の促進に努めた結果93.0%、前年度89.0%と比べ処理の促進を図った。 (2) 引揚者に対する書状贈呈事業においては、平成20年3月末現在における平成19年4月から9月までの各月の標準審査期間内での処理率は72.6%(前年度は100.0%)となった。これは受付終了間際の申請が増加したこと(申請件数:平成18年度1,298件、19年度2,150件、対前年度比は165.6%)、高齢化が進み、申立内容の不記載等による書類不備、聴き取り調査に困難を極めていること、公的資料が100%保存されていないこと、各都道府県の担当の組織変更及び縮小並びに担当者の若年化等によりかなりの件数が期間内に処理を行うことができなかったものである。 (3) 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する贈呈事業においては、標準期間を大幅に下回る約3か月程度で処理している。(100%) (4) 法人では、審査期間を把握・短縮するため、認定状況、認定困難案件状況などの把握ができるようにシステム(進捗状況管理システム)を使用し、処理件数等の実績把握を容易にするなど、パソコン上での管理検索を可能としている。 この結果 処理件数等の実績把握が容易になり、また、個々の事案の進捗状況の詳細も把握できるようになり、電話照会に対する的確な回答を行うことができた。 (5) 公的機関調査や本人調査でも軍歴が判明しない、いわゆる認定困難案件については、平成20年1月25日に恩給欠格者軍歴等評価委員会(平成19年12月27日理事長決定で設置)を開催し、認定困難案件の処理について審議を行い、その処理方針を決定した。 (6) 書状等の贈呈に関する審査期間について、6ヵ月以内に審査を終えるものの割合を97%以上(年度計画)とするとの目標に対し、今期実績は恩給欠格者については93.0%、引揚者については72.6%、戦後強制抑留中死亡者の遺族については100.0%(前年度は恩欠89.0%、引揚100.0%、抑留中死亡遺族100%)であり、全体の標準処理期間内での処理率は88.5%と、目標の97%に対する達成率は91.2%となっている。

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>書状等の贈呈に関する審査期間について、6ヵ月以内に審査を終えるものの割合を97%以上とするとの目標に対し、今期実績は恩給欠格者については93.0%、引揚者については72.6%、戦後強制抑留中死亡者の遺族については100.0%(前年度は恩欠89.0%、引揚100.0%、抑留中死亡遺族100%)であり、全体の標準処理期間内での処理率は88.5%と、目標の97%に対する達成率は91.2%となった。</p> <p>平成19年3月31日で書状等贈呈事業の受付が終了したことから、受付終了間際の申請が増加したこと、請求時の申立内容の不記載等による書類不備のための返戻や戦後60年を経過して高齢化が進んでいることに伴う聴き取り調査に困難を極めていること、公的資料が100%保存されていないこと、各都道府県の担当の組織変更及び縮小や担当職員の若年化が進んでいることなど、審査を実施する外部条件が悪化している中で、法人においては、期間内の処理件数、進捗状況の把握のため、認定状況、認定困難案件状況などの把握ができるように進捗を管理する進捗状況管理システムを活用し、処理件数等の実績把握を行うことにより、きめ細かく効率のよい進捗管理が可能となった結果、電話照会に対する的確な回答を行うことができ、また、公的期間調査や本人調査でも軍歴が判明しない、いわゆる認定困難案件については、恩給欠格者軍歴等評価委員会において認定困難案件の処理について審議を行い、その処理方針が決定されたことから、今期の実績は「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>早期に書状等を受け取りたいとの請求者の期待を具現化するためには、標準審査期間の設定による事務処理期間の短縮が必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>標準審査期間の設定により、具体的な目標を持つことができ、より効率的な事務処理の促進を図ることが可能となっている。</p> <p>特に、進捗状況管理システムの使用により、きめ細かな進捗管理の下、困難事案についても早期に対応が図られ、効率性が向上したと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>標準審査期間の設定により、事務処理が促進され、法人の業務の柱の一つである書状等贈呈事業に関するサービスの向上に有効に機能していると認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. 特別記念事業等	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 特別記念事業の実施</p> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。 ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品 イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯</p> <p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 特別記念事業の実施	(1) 恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であって現に生存する者のうち申請期間内に申請のあった者に対して、特別慰労品を贈呈する特別記念事業を次のとおり実施する。	<p>特別記念事業の受付期間が平成19年4月から2年間に限られていることから、当事業を広く関係者の方々に周知するため、新聞広告(中央紙・ブロック紙・地方紙計73紙)の掲載、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈念展でのPR活動や相談窓口を設置した。</p> <p>また、全都道府県、市区町村、関係団体と緊密な連携を図り、当事業の推進に努め、都道府県及び市区町村へのポスター、パンフレットの配布や広報紙(誌)への掲載の要請、都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広く実施した。</p> <p>なお、具体的実施に当たっては、関係者の負担を少しでも軽減するため、次の点に留意した。</p> <p>① 過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある申請者の負担を軽減するため、記載事項が簡単で済む「簡易請求書」を作成し、配布した。</p> <p>② 法人のホームページに特別記念事業の詳細を掲示するとともに、各請求書の様式も同ホームページから直接ダウンロードして使用できるようにした。</p>

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

ア 恩給欠格者

- ③ 恩給欠格者としての請求であっても戦後強制抑留者であることが判明した場合、再申請手続きを省いて、速やかに抑留者として認定するようにした。
以上の結果、特別記念事業に関する平成19年度の受付件数は、恩給欠格者67,443件、戦後強制抑留者35,079件、引揚者23,990件となり、全体では126,512件となった。
また、認定件数は、恩給欠格者53,628件、戦後強制抑留者33,036件、引揚者17,851件となり、全体では104,515件となった。(認定率83%)
- ④ 以下のとおり、事業内容の改善を図った。
- i) 事業開始に当たっては、問合せ専用電話を10回線準備するなど処理体制を組んだものの、当初の4月から8月にかけて、予想以上の月平均約2万件の問合せと約15千件(計約73千件)の申請があった。その一方で、旧書状等贈呈事業の受付終了間際の申請も多く(4月から8月にかけて、前年度同時期の6倍となる約6千件)、問合せの電話がつかない、認定が遅い、との苦情が多く寄せられた(月約2,500件)。このため、電話を約30回線増強し40回線にするなど処理体制を拡充して早期処理体制を整備したことにより、年度後半においては、適切に対応できるようになった。
 - ii) 特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状について、贈呈を受ける方に少しでも慰藉の心が伝えられるよう、贈呈者からのご意見も踏まえその内容を改善した。
 - iii) 可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めた。

① 平成19年度における恩給欠格者に対する受付件数は67,443件、贈呈件数は53,628件、認定率80%である。なお、請求書は外地又は内地用に分かれていないため、受付件数を個々に算出することはできない。

(ア) 旧軍人軍属として本邦以外の地域、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島、南西諸島又は小笠原諸島(以下「外地等」という。)に勤務した経験を有し、かつ、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年数が加算年を含めて3年以上の者又は在職年が加算年を含めて3年未満の者のうち実在職年が1年以上の者に対しては、5万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

(イ) 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有しないが、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年数が1年以上の者に対しては、3万円相当の旅行券等又は銀杯を贈呈する。

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

イ 戦後強制抑留者
昭和20年8月9日
以来の戦争の結果、
同年9月2日以後ソ
ヴィエト社会主義共
和国連邦又はモン
ゴル人民共和国の
地域において強制
抑留させた者対
しては、10万円
相当の旅行券等
又は慰労の品を
贈呈する。

ア 左記「達成目標」欄記載の(ア)の条件の恩給欠格者に対する5万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は、44,431件であり、その内訳は次のとおりであった。

(恩給欠格者・外地)

	旅行券等引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数	27,403	10,950	2,513	1,047	2,518	44,431
構成比(%)	62%	24%	6%	2%	6%	100%

イ 同(イ)の条件の恩給欠格者に対する3万円相当の旅行券等又は銀杯贈呈件数は、9,197件であり、その内訳は、次のとおりであった。

(恩給欠格者・内地)

	旅行券等引換券	銀杯	計
贈呈件数	4,945	4,252	9,197
構成比(%)	54%	46%	100%

② 戦後強制抑留者に対する受付件数は35,079件、10万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は33,036件、認定率94%であり、その内訳は、次のとおりであった。

	旅行券等引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数	24,883	5,264	1,161	577	1,151	33,036
構成比(%)	75%	16%	4%	2%	3%	100%

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈	ウ 引揚者 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者本人に対しては、銀杯を贈呈する。	③ 引揚者に対する受付件数は23,990件、銀杯の贈呈件数は17,851件、認定率74%であった。	
当該業務に係る事業経費	5,866,532千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別記念事業については、受付開始当初、問合せの電話が繋がらない、認定が遅い、等の苦情が多く寄せられたことから、このような状況を踏まえ、処理体制を拡充するとともに、新聞広告を始めとする周知活動も充実したことは評価できる。また、特別慰労品の贈呈の際に併せてお送りしている内閣総理大臣名の交付状を改善したことや、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを平成20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めてきたことも評価できる。</p> <p>以上のことから、本事業については「目標を概ね達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある申請者の負担を軽減するため、記載事項が簡単で済む「簡易請求書」を作成し、配布したことは、審査項目等の省略化にもなり、業務運営の効率性が図られたと認められる。</p> <p>また、請求用紙を全国の都道府県・市区町村の福祉関係窓口に予め配付するなど、申請者の利便性を考慮した業務運営を行っていることも、総じて効率的な業務運営を行っていると思えられる。</p> <p>「有効性」</p> <p>特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられており、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. 特別記念事業等																			
■ 中期計画の記載事項																				
(2) 未請求者への周知 本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。																				
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																		
(2) 未請求者への周知	(2) 未請求者への周知 本事業の申請期間が2年であることを踏まえ、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。	<p>・特別記念事業の受付期間が平成19年4月から2年間に限られていることから、本事業を広く関係者の方々に周知するため、新聞広告(中央紙・ブロック紙・地方紙計73紙)の掲載、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈念展でのPR活動や相談窓口の設置、全都道府県及び市区町村へのポスター、パンフレットの配布や広報紙(誌)への掲載の要請、都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広く実施した。</p> <p>なお、具体的には次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>周知内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年3月</td> <td>全都道府県・市区町村の福祉関係の窓口にポスターの掲示と請求書の配置の準備を完了</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ホームページに特別記念事業の概要、請求書等を掲載 平和祈念展示資料館にポスターを掲示開始</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>政府広報(新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65) 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 総務省管区行政評価局長・行政評価事務所長会議において特別記念事業を周知</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 政府広報(新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65) 政府広報(テレビ) 関係2団体(元軍人軍属短期在職者協力協会、全国強制抑留者協会)の主催事業にポスター掲示(6月～2月、13事業)</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 平和祈念フォーラム(札幌市)で相談窓口設置、ポスター掲示</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>政府広報(ラジオ) ポスターを配布(全都道府県及び全市区町村へ) 行政相談員広報紙に広告 平和祈念展(銀座展)で相談コーナー設置、ポスター掲示</td> </tr> <tr> <td>8～9月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>全都道府県企画担当部長会議及び政令指定都市企画担当局長会議において特別記念事業を周知 平和祈念展(長野展)で相談コーナー設置、ポスター掲示</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	周知内容	平成19年3月	全都道府県・市区町村の福祉関係の窓口にポスターの掲示と請求書の配置の準備を完了	4月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ホームページに特別記念事業の概要、請求書等を掲載 平和祈念展示資料館にポスターを掲示開始	5月	政府広報(新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65) 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 総務省管区行政評価局長・行政評価事務所長会議において特別記念事業を周知	6月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 政府広報(新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65) 政府広報(テレビ) 関係2団体(元軍人軍属短期在職者協力協会、全国強制抑留者協会)の主催事業にポスター掲示(6月～2月、13事業)	7月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 平和祈念フォーラム(札幌市)で相談窓口設置、ポスター掲示	8月	政府広報(ラジオ) ポスターを配布(全都道府県及び全市区町村へ) 行政相談員広報紙に広告 平和祈念展(銀座展)で相談コーナー設置、ポスター掲示	8～9月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65	9月	全都道府県企画担当部長会議及び政令指定都市企画担当局長会議において特別記念事業を周知 平和祈念展(長野展)で相談コーナー設置、ポスター掲示
実施時期	周知内容																			
平成19年3月	全都道府県・市区町村の福祉関係の窓口にポスターの掲示と請求書の配置の準備を完了																			
4月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ホームページに特別記念事業の概要、請求書等を掲載 平和祈念展示資料館にポスターを掲示開始																			
5月	政府広報(新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65) 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 総務省管区行政評価局長・行政評価事務所長会議において特別記念事業を周知																			
6月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 政府広報(新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65) 政府広報(テレビ) 関係2団体(元軍人軍属短期在職者協力協会、全国強制抑留者協会)の主催事業にポスター掲示(6月～2月、13事業)																			
7月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 平和祈念フォーラム(札幌市)で相談窓口設置、ポスター掲示																			
8月	政府広報(ラジオ) ポスターを配布(全都道府県及び全市区町村へ) 行政相談員広報紙に広告 平和祈念展(銀座展)で相談コーナー設置、ポスター掲示																			
8～9月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65																			
9月	全都道府県企画担当部長会議及び政令指定都市企画担当局長会議において特別記念事業を周知 平和祈念展(長野展)で相談コーナー設置、ポスター掲示																			

		<table border="1"> <tr> <td>10月</td> <td>公衆浴場にポスターの掲載</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 行政相談員広報紙に広告 平和祈念フォーラム(東京)で相談コーナー設置、ポスター掲載</td> </tr> <tr> <td>11月～12月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請 全国の関係資料館(14館)においてポスター掲示</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 民生委員会広報紙に広告</td> </tr> <tr> <td>平成20年1月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ポスター・チラシを配布(全都道府県及び全市区町村、税関へ) 政府広報(全国紙4紙、ブロック紙3紙) 全国老人クラブ連合会広報誌に広告</td> </tr> <tr> <td>2月～3月</td> <td>新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請</td> </tr> </table> <p>以上の広報の実施に伴い、関係者からの問い合わせに対応するため、法人内に相談コーナーを、法人主催行事に出張相談コーナー(いずれも「面談」方式)を開設するとともに、法人内に無料電話による電話相談窓口(コールセンター)を開設した。これにより、基金内相談コーナーで991件、出張相談コーナーで340件、電話相談窓口(コールセンター)で103,994件の合計105,325件の相談を受け付けた。</p> <p>また、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めた。</p>	10月	公衆浴場にポスターの掲載	11月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 行政相談員広報紙に広告 平和祈念フォーラム(東京)で相談コーナー設置、ポスター掲載	11月～12月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請 全国の関係資料館(14館)においてポスター掲示	12月	自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 民生委員会広報紙に広告	平成20年1月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ポスター・チラシを配布(全都道府県及び全市区町村、税関へ) 政府広報(全国紙4紙、ブロック紙3紙) 全国老人クラブ連合会広報誌に広告	2月～3月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請
10月	公衆浴場にポスターの掲載													
11月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 行政相談員広報紙に広告 平和祈念フォーラム(東京)で相談コーナー設置、ポスター掲載													
11月～12月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請 全国の関係資料館(14館)においてポスター掲示													
12月	自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 民生委員会広報紙に広告													
平成20年1月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 ポスター・チラシを配布(全都道府県及び全市区町村、税関へ) 政府広報(全国紙4紙、ブロック紙3紙) 全国老人クラブ連合会広報誌に広告													
2月～3月	新聞広告 全国紙5、ブロック紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請													
当該業務に係る事業経費	428,344千円	当該業務に従事する職員数	4名											
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A													
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施するとともに、テレビ、ラジオによる広報も行い、市区町村に対しても積極的に更なる掲載依頼を行った。更に、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた積極的な周知と広報及び全国の老人等に関連する団体を通じた幅広い広報等を実施した。また、可能な限り多くの対象者に周知するため、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に本事業に関するお知らせを平成20年度早々から発送できるよう、お知らせの送付対象者リストの作成や送付書類の内容の検討など所要の準備を進めている。</p> <p>これらのことから、「目標を十分達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。</p> <p>「効率性」 新聞広報により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載することにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。 さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。</p>														

「有効性」

対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. 特別記念事業等														
<p>■ 中期計画の記載事項</p> <p>(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係機関と調整しつつ適宜その検討に着手する。</p>															
<p>■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小項目</th> <th>達成目標</th> <th colspan="2">達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</td> <td>(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。</td> <td colspan="2">戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係行政機関による調整の結果、建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行った。</td> </tr> <tr> <td>当該業務に係る事業経費</td> <td>0 千円</td> <td>当該業務に従事する職員数</td> <td>3 名</td> </tr> </tbody> </table>				小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)		(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立	(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。	戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係行政機関による調整の結果、建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行った。		当該業務に係る事業経費	0 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)													
(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立	(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。	戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係行政機関による調整の結果、建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行った。													
当該業務に係る事業経費	0 千円	当該業務に従事する職員数	3 名												
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	B														
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>関係行政機関による調整の結果、建立場所が決定され次第、その具体的検討に直ちに着手できるよう、有識者検討会の設置、予想される工程スケジュールの検討など、所要の事前準備を行っていることから「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>「必要性」 亡くなられた戦後強制抑留者及び引揚者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すと法人の目的に照らし、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 慰霊碑の建立に向けて総務省等関係機関との連携を図り、事前準備のため検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効果的と認められる。</p> <p>「有効性」 慰霊碑の建立は、なくなられた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義的事业であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。</p>															

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 効果的な広報	<p>(1) 効果的な広報</p> <p>当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。</p> <p>平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p>	<p>◎ 広報の実施状況</p> <p>特別記念事業の周知を中心に、平成19年度においては、次のとおり各種媒体を用いて広報を行った。</p> <p>① 法人の事業内容、活動現況等の周知を図るため、地方自治体、関係行政機関、関係団体に年報(18年度版2,958部)、事業案内(8,031部)を配布</p> <p>② JR新宿駅西口及び東京メトロ西新宿駅の駅周辺案内図に法人の所在地及び広告を掲示することにより、展示資料館への来館者等への利便性の向上を図り、きめ細やかな配慮を行った。</p> <p>③ 平和祈念展示資料館への入館促進のため、交通広告、新聞広告、雑誌、情報誌への広告の掲載等</p> <p>④ 平和祈念展(銀座会場・長野会場)、特別企画展、フォーラムへの参加を促進するため、交通広告・新聞広告の掲載、ポスターチラシの配布等</p> <p>⑤ 東京都庁内の東京観光情報センターに平和祈念展示資料館のパンフレットを常置</p> <p>⑥ 特別企画展及び平和祈念フォーラム並びに寄贈資料展のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置</p> <p>⑦ 特別記念事業の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央紙(4)・ブロック紙(3)・地方紙(73)への新聞広告(10回)、テレビ(6月8日 NTV「ご存じですか」)・ラジオ(8月4日～5日「栗村智のHAPPYニッポン」全国11局)、自治体広報紙(誌)を活用した広報 ・全国13組合の公衆浴場、全国老人クラブ連合会等全国組織の団体を活用した特別記念事業の周知活動(10月～1月) ・特別記念事業に関し、当法人又は関係団体主催のイベントでの周知活動、相談窓口の設置。また、13の関係資料館へのポスターの掲出、請求書の設置依頼

		<p>これらの広報を行うに当たっては、以下の工夫を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平和祈念展示資料館の広報に当たっては、より注目を集めるよう、戦争の労苦体験のある漫画家水木しげる氏にキャラクターデザインを引き続き依頼 ② 平和祈念展示資料館及び平和祈念展に特別記念事業のポスター掲示、請求書や法人刊行物類の常備 ③ 平和祈念展示資料館の交通広告に特別記念事業に係る情報を併せて掲載 ④ 特別企画展・フォーラム用ポスター等に、平和祈念展示資料館案内情報を併せて掲載 ⑤ 特別企画展・フォーラム開催に当たって既参加者への案内状の送付 ⑥ 特別記念事業の広報については、請求者の心理を意識した図柄、広報内容に適宜変更をした。 ⑦ 特別記念事業の申請書のダウンロードや事業の実施状況を掲載するなど基金ホームページの内容の充実 <p>◎ 広報活動の成果等</p> <p>これらの広報活動の効果もあり、平成19年度の平和祈念展（銀座展）来場者は、今期の入場者目標11,000人を10%上回る12,144人を記録した。</p> <p>また、特別記念事業の申請期間が2年間であること、また、関係者が高齢化していることを踏まえ、地方公共団体等と緊密な連絡を図り、イベント等の場における相談員の配置、新聞等への広告の掲載、全国組織の団体を活用した広報等を積極的に実施した結果、12万件を超える申請があった。また、電話相談件数についても13万件を超える反響があった。さらに展示会における広報等あらゆる機会をとらえて特別記念事業に関する広報を実施した結果、展示会場に併設した相談窓口に多くの方々が訪れ、きめ細かい相談業務がその場において可能となった。</p> <p>なお、経費面については徹底した効率化を行い、政府広報や自治体広報への協力要請をはじめ、交通広告における掲載路線の見直しや年間割引の適用など、経費の全般的な節減を図ったが、上記のとおり、広報活動により多大な成果を得、きめ細かいサービスが提供できるようになった。</p>	
当該業務に係る事業経費	117,143千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

■ 評価結果の説明

国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いて広範かつ積極的な広報を展開した。また、特別記念事業の関係者がご高齢であること、申請期間が2年であることから、きめ細かな広報を積極的に実施したことは評価できる。

なお、経費面については、政府広報や自治体広報の積極的な協力要請をはじめ、交通広告の掲載や年間割引の効率的な活用、ホームページの充実、展示会場における特別記念事業相談窓口の開設など、徹底した効率化を行い、広報経費の全般的な削減を図っており評価できる。これらの広報活動の結果、広報経費を削減しつつ、適切な広報を実施していることから「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」

法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。

「効率性」

広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、また年間割引の適用など経費を効率的に使い費用節約の工夫を行った。

なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、地域や家庭に浸透しやすいこと、かつ、低コストで住民に身近な広報手法であることから、掲載自治体数

「有効性」

広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(2) ホームページの充実 ホームページは、若年層向けコーナーを更新するなどして内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を30万件以上とする。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) ホームページの充実	(2) ホームページの充実 常に最新の情報を提供するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を45万件以上とする。	<p>◎ ホームページの内容の充実 特別企画展や平和祈念フォーラムの開催案内などは、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともにホームページ上から催事への参加申し込みが出来るシステム及び特別記念事業の申請書をダウンロードできるシステムを活用するなどして、法人情報の正確かつ迅速な伝達及び利用者の利便性の向上に努めた。 なおイベント開催時は、当該イベントの開始前より期間中にかけて総務省発行のメールマガジンに掲載したほか、前期に引き続き平和祈念展示資料館の案内を携帯情報端末サイトへ掲載するなど、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。</p> <p>◎ ホームページのアクセス件数 アクセス件数は、新たに特別記念事業が始まったこともあり4月から6月の3か月間で56万件を記録し、19年度合計では、過去最高の1,485,914件を記録し前年度に比べ約88万5千件増えた。(147%増)</p>	
当該業務に係る事業経費	899千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		
■ 評価結果の説明 19年度は、ホームページの内容を充実させ情報発信に努めるとともに、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上にたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を大きく上回る約148万件超のアクセスがあったことから、目標45万件以上に対し「目標を大幅に上回った」と認められる。			

「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

「効率性」

近年のパソコンの普及率は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心にいたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、今期はパソコンの画面上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

「有効性」

ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実が国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(3) 地方公共団体との連携強化 各事業年度において「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するなど、地方公共団体に対して、特別記念事業及び書状等の贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊密な連携を確保する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 地方公共団体との連携強化	(3) 地方公共団体との連携強化 「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」、「基金だより」等を地方公共団体あてに配布し、特別記念事業及び書状等贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。	<p>◎ 都道府県実務担当者会議の開催 都道府県実務担当者会議は、都道府県の実務担当者に対し、法人の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として開催している。 平成19年度においては、平成20年2月21日及び22日の両日、開催し、都道府県より担当者66名が出席した。 会議は、初日に、特別記念事業の現状概要説明のあと、実施についての協力要請を行った。また、質疑応答の時間を設け、実務に関する意思疎通を図った。 2日目は、平和祈念展示資料館の常設展示のほか「平成19年度寄贈資料展」の視察を実施した。 会議後に出席者にアンケート調査を実施し、特別記念事業の説明について質問したところ、回答数87件(複数回答可)のうち、「本事業の実施状況について理解できた」53件、「県との関わりが理解できた」29件と9割以上から「理解できた」との回答を得た。また、平和祈念展示資料館の感想については、回答数47件のうち40件が「テーマ別に整理されている、展示物のコメントがわかりやすい」など「わかりやすかった」という回答が40件と8割以上の回答を得た。このことから都道府県実務担当者会議は有意義であり、法人の業務について周知し十分理解を深めてもらうことができた。</p> <p>◎ 地方公共団体あて事業案内等の配布 前年に引き続き、都道府県、政令指定都市及び市区町村(福祉担当課等)に事業案内及び基金だよりに換えて年報を配布した。 また、特別記念事業の円滑な実施を図るため、ポスター・チラシを都道府県及び市区町村へ配付し、掲出、備置等の協力要請を行った。</p>

		◎ 地方公共団体の広報紙(誌)の活用 各都道府県・市区町村に対して5月、7月及び12月に、広報紙(誌)への掲載文例(「特別記念事業の実施等について」)を添付して特別記念事業の記事記載について働きかけた。	
当該業務に係る事業経費	4,518千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県実務担当者との会議を開催し、綿密な協力要請ができたこと、さらには、会議参加者全員が法人をとりまく状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であった。</p> <p>また、法人発行の刊行物を定期的に配布することは、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>なお、特別記念事業の円滑な実施のために、今後とも地方公共団体との連携をさらに強化することが必要であり、更なる本事業への理解とあわせて、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。</p> <p>「必要性」</p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」</p> <p>自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により効率的な業務運営が可能となっていると認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力なくしては、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えないなど、地方公共団体との連携強化が有効である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調査

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(4) 関係資料館とのネットワーク化 各事業年度において「関係資料館会議」を開催し、基金と運営目的が類似している全国13の資料館との間で、意見交換、各資料館の事業報告等を行うなどして、ネットワーク化を進める。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(4) 関係資料館とのネットワーク化	(4) 関係資料館とのネットワーク化 基金と運営目的が類似している全国13の資料館の参加を得て、「関係資料館会議」を開催する。これら関係資料館との間で、それぞれの資料館の運営、入館促進、設置目的に対する一般国民の理解促進方策等について意見・情報交換を行い、各関係資料館及び平和祈念展示資料館相互の間で可能なネットワーク化に向けて情報の共有、知見の集約を行う。	19年度は開催していないが、各関係資料館のパンフレット等を法人の資料館に常備し、来館者の要望に応じてパンフレット等を渡している。また、各資料館に対して特別記念事業のポスターの掲出、請求書の設置を依頼した。	
当該業務に係る事業経費	0千円	当該業務に従事する職員数	7名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	D		

■ 評価結果の説明

19年度は、展示資料館が住友ビル31階から48階に移転したこと、法人の廃止に向けての資料等の整理等があり、開催していないが、今後法人が廃止されるまでの間に、関係資料館との更なる連携強化を図り、より一層協力体制の確立等を期待する。

「必要性」

展示資料館の開設以来、関係資料館との連携強化をしてきたが、今後法人が廃止される前提に立って、残された期間内において、これまで基金が果たしてきた実績を、他の資料館相互の運営等に少しでも資する形で承継させていくことは必要である。

「効率性」

平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。

「有効性」

関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関係を強化する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(5) 外国の関係機関との関係強化	(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。	<p>19年度のロシア連邦での資料所在調査は、平成20年3月23日から28日の日程でロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館で実施した。その結果、1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っている、抑留者の武装解除、隊列の行進、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像資料(1本)、収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料(42枚)、サハリンにある収容所の地図(3枚)、スケッチ(1枚)を確認した。</p> <p>一方、18年度の法人の理事長が自ら実施した現地調査を踏まえ、カザフスタン共和国の労苦に関する資料の所在調査は、ドイツ人、イタリア人捕虜の治療を行った第1054特別病院で日本人も収容されていた事実が明らかになったため実施したが、カザフスタン共和国での強制抑留の労苦の実態を明らかにする資料は見つからなかった。</p> <p>今後とも、労苦の実態を多面的に明らかにするためには、日本側の資料と併せて、ロシア連邦等旧ソ連の公的機関等が保有している資料を可能な限り収集・分析し、一体的に体系的整理を図っていくことが重要である。</p> <p>19年度においては、ロシア国立映画・写真資料館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館で資料の所在調査を実施に当たり各資料館等は協力的であり、引き続き良好な関係を築くことができた。</p>	
当該業務に係る事業経費	0千円	当該業務に従事する職員数	5名

<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>A</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>ロシア連邦の公的機関等との関係を強化するとの目標に対し、それぞれの公的機関等が保有している資料の所在調査を行い各公文書館が非常に協力的であり、日本人抑留関係資料の確認、リスト化及び重要資料の入手につながる協力関係を構築できたことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、本業務は、ロシア連邦等外国政府との交渉が必要となるなど、外交上の問題も有しており、法人の努力だけでは円滑な業務展開が図りにくいという側面も認められるが、引き続き、本業務を展開していくに当たっての問題点を整理したうえで、関係機関との協力関係が今後とも円滑に維持できるよう、状況変化等に柔軟に対応することが求められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>基金が諸外国から収集した資料は、基金が存続する間使用が許可されていることで、法人解散後に引き継がれるであろう資料の使用許可は、新組織が別途行う必要がある。</p> <p>法人の廃止が決まっている立場にも関わらず、法人が外国の関係機関との協力関係を引き続き維持することは、基金が果たしてきた役割の重要性を相手機関に引き続き認識させることに役立つものであり、基金の継承組織への円滑な移行に資するものとして、その必要性は高いものがあると考えられる。</p> <p>「効率性」</p> <p>ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、協力関係が効率的に構築されると認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調査

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(6) 資料等の記録・保存の在り方の検討	基金の廃止を踏まえ、現在保有している資料等を後世に残すための記録・保存の在り方について検討を開始する。	資料等の記録・保存の在り方の検討は、総務省が行う「資料等の記録・保存等の在り方についての検討」を踏まえつつ行うこととし、平成20年度に棚卸し等実物資料等の整理作業に着手するため、20年度以降に検討すべき事項(移管時の資料の仕分、移管の具体的工程)や実施すべき作業内容(資料状態の再把握、未整理資料の整理などの資料棚卸し)について検討し、その素案を取りまとめた。	
(7) 基金記録史の作成	基金の廃止に伴い、これまでの基金の業績の実績等を内容とする記録史の作成に着手する。	基金の廃止が決定したことに伴い、法人の設立からの通史として編纂されるものとして予定し、その構成案及び収録する各種資料等についての体系的分類・整理に関する業務に着手した。	
当該業務に係る事業経費	一千円	当該業務に従事する職員数	一名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B		

■ 評価結果の説明

基金の廃止を踏まえ、資料等を後世に残すための記録・保存の在り方についての検討を開始すること及び基金記録史の作成に着手する目標に対し、その準備作業として各種資料等の体系的分類・整理作業等に着手しており、「目標を概ね達成した」と認められる。

「必要性」

- (1) 法人解散後に資料が着実に総務省に引き継げるよう、資料等の在り方の検討は総務省における検討状況を踏まえて、着実に実施していく必要がある。
- (2) 法人の業績は今まで年報でまとめていること、法人の廃止が決定していることから、最後の戦後処理問題の処理機関として設立され恩給欠格者、抑留者、引揚げ者を一体的に慰藉する諸事業を実施し、また法人の歴史的役割の実績を記録することは日本の戦後処理の体系的位置付けを実証的に明らかにする上で必要である。

「効率性」

法人解散後に資料移管等を円滑に行うために、資料等の記録・保存の在り方を検討しておくこと及び記録史を作成しておくことは、本業務を効率的に実施することになる。

「有効性」

法人解散後も、これまでの法人の収集した資料等の記録及び記録史を残すことは、後世に引き継ぐこととなり、日本の戦後処理の体系的位置付けを実証的に明らかにする上で有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第3 予算、収支計画及び資金計画	
■ 中期計画の記載事項		
運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
予算、収支計画及び資金計画	運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。	<p>○ 「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。その結果、見込み額とほぼ同程度の557,699千円、年利換算で2.79%程度の運用収入を確保した。</p> <p>○ 平成19年度末の利益剰余金は943百万円であり、主な内訳は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新規事業が開始された場合の広報経費等の増加により、既定の予算に不足が生じる場合に備え、運営費交付金の未使用分を繰り越した資金等 ： 約430百万円 ② 入居ビルの敷金 ： 約199百万円 ③ 有価証券の経過利息に係る未収収益等 ： 約150百万円 <p>○ なお、上記①については、法人の節減努力にもよるものと認められるが、目的積立金とせず繰越金として処理してきたものである。上記943百万円のうち、230百万円については、国庫納付に適さない入居ビルの敷金等であることから、平成20年6月、総務大臣の承認を受け、第2期中期計画期間への繰越金として処理した。これ以外の残余の積立金713百万円については、同年7月に国庫納付した。</p> <p>(財務諸表参照)</p>

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約558百万円、年利換算で 2.79%程度を確保している。</p> <p>また、運用資金の管理面においては、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示していることから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>利益剰余金943百万円については、会計原則に従って適切に処理されていると認められる。なお、そのうち、国庫納付に適さない入居ビルの敷金等以外の積立金713百万円については、平成20年7月に国庫納付されており、適切に処理されていると認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された200億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。</p> <p>「効率性」</p> <p>法人に許されている運用範囲の中で、安全かつ高利回りで効率的に運用する必要がある。</p> <p>「有効性」</p> <p>運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第4 短期借入金の限度額 第5 重要な財産の処分等に関する計画 第6 剰余金の使途		
■ 中期計画の記載事項			
<p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>剰余金の使途 (省略)</p>			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
短期借入金の限度額		借入の実績はない。	
重要な財産の処分等に関する計画		重要な財産の処分等はない。	
剰余金の使途		該当なし	
当該業務に係る事業経費	－ 千円	当該業務に従事する職員数	－ 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	－		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
施設及び設備に関する計画はない。			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
		該当なし	
当該業務に係る事業経費	－ 千円	当該業務に従事する職員数	－ 名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	－		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調査

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画										
■ 中期計画の記載事項											
1 方針 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。											
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果											
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)									
(1) 職員の研修	(1) 職員の研修 職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても講習会を開催し、能力開発の推進と意識の向上を図る。	<p>少人数であることから内部での講習会を実施せず、費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣。</p> <p>◎ 外部研修への派遣 職員個々の能力向上のため外部機関の主催による研修について、積極的に知識や最新情報を得るため職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員の能力開発を一層促進させた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">研 修 名</th> <th style="width: 30%;">主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>関東地区行政管理・評価セミナー</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> </tbody> </table>		研 修 名	主 催	新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社	情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会	総務省関東管区行政評価局	関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局
研 修 名	主 催										
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社										
情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会	総務省関東管区行政評価局										
関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局										
当該業務に係る事業経費	156千円	当該業務に従事する職員数	3名								

<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>A</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>なお、内部での講習会の開催についても、引き続き検討することが望まれる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
2 人員に係る指標 業務の効率化、外部委託の推進等により、人員を削減する。 (参考) 期初年度の常勤職員数 19人 期末年度の常勤職員数の見込み 18人			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 人員に係る指標	(2) 人員に係る指標 年度首の常勤職員数 19名 年度末の常勤職員数見込み 18名	平成19年4月1日の常勤職員数は19名であったが、今期末における常勤職員数は、1名の定員削減により18名であった。 今期は特別記念事業の開始に係る準備業務、事務所及び平和祈念展示資料館の移転、書状等贈呈事業の終了に伴う駆け込み申請者の急増など課題が山積し、業務量が大幅に増加する中、人員を増加することなく業務を遂行した。 また、組織のフラット制の適正な運用を図るため、業務の繁忙に対応するため職員の併任発令を行い、限られたマンパワーを有効に活用すること等により、行政改革の重要方針に沿った効率的・弾力的組織運営を行った。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 中期計画期間の最終年度の常勤職員数を現員より1名減の18名とするとの目標に対し、特別記念事業のために事務量が増加したにもかかわらず計画どおり1名の削減を行った。具体的には、特別記念事業の開始や事務所、平和祈念展示資料館の移転書状等贈呈事業の申請受付終了に伴う申請件数の増加など業務が多忙を極める中、効率的・弾力的な組織運営を行って、限られたマンパワーを有効に活用するなど組織のフラット制の適正な運用により、人員を増加することなく業務の遂行を図っており、「目標を十分達成」と認められる。			

「必要性」

業務運営の更なる効率化を図るためには職員数の削減は必要なものと認められるが、単に人員を削減するだけでなく、国民に対して提供するサービスその他の業務の質を低下させることなく実施することが必要である。

「効率性」

必要に応じ機動的に組織運営ができる枠組みの適切な運用により、職員間の時期的な業務の繁閑を解消し、最大限のマンパワーを引き出すなど効率の良い人員配置により効率的な業務運営を進めることが求められる。

「有効性」

限られた人員を適正に配置し、弾力的な組織運営を行うことにより、業務の質を低下させることなく国民サービスとして有効な施策を推進していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 環境対策	(1) 環境対策 環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	<p>◎ 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <p>平成16年度に策定した環境方針に基づき、平成19年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページに公開した。</p> <p>また、職員に対し環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、継続的に環境に配慮した製品の調達及び使用を心がけたことなどにより、全41品目において目標の100%を達成した。</p> <p>◎ その他の環境に対する取り組み</p> <p>策定した環境方針のもと、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別収集、リサイクル製品の活用を推進した。</p>	
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	19 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進した。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。</p>			

「必要性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。
また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。

「効率性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。
環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。

「有効性」

「国等による環境物品等の調達に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 危機管理	(2) 危機管理 平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。	◎防火防災訓練の実施等 平和祈念展示資料館においては、平成20年3月6日の住友ビル全館の訓練に合わせ、一般電話を利用した通報訓練、情報の収集、伝達、避難訓練及び災害時における個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充実を図った。 なお、11月2日総務省第2庁舎自衛消防訓練に合わせ防火防災訓練を実施した。	
当該業務に係る事業経費	105千円	当該業務に従事する職員数	18名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 職場環境	(3) 職場環境 メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。	メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針の職員への周知をするなど日常の管理体制を徹底することにより、19年度において相談窓口に寄せられた相談、苦情等はなかった。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	19名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備していることから、「目標を十分達成」と認められる。			
「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。			
「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。			
「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。			